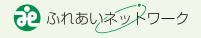
Wakayama Council of Social Welfare Anniversary

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会法人設立60周年記念誌

1955~2015





発刊にあたって

私ども社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会は、昭和30年の法人設立以来60周年の節目の年を迎えることができました。

これも偏に、歴代会長並びに役員をはじめとする 多くの社会福祉関係の皆様方の御指導、御協力の 賜物と心から感謝申し上げます。

振り返ってみますと、戦後の新たな民間の福祉体制構築の流れのなか、社会福祉事業者の連絡調整を主な活動とし、昭和30年に創設された生活困窮者の所得安定と自立を目的とした「世帯更生資金



貸付事業」(現在の生活福祉資金貸付制度)への取組が原点と言えます。

その後の善意銀行の取組、「愛の日」の事業の推進や国際障害者年の活動等を通して、芽生え育った地域福祉活動を拡大、強化し、現在の生活支援やボランティア活動の振興、権利擁護の推進等各種の事業へ展開するとともに、市町村社会福祉協議会や各種福祉団体との連携・協働体制を構築してきました。

「地域で共に支え合い、みんなの力で地域福祉の推進」を基本理念とし、時代の課題に対し、創意工夫を重ね、様々な取組を行い、社会福祉協議会としての責務を果たして参りました。

近年では、社会を取り巻く状況が大きく変化し、少子高齢化の進行や地域社会のつながりの希薄化に伴い、孤立、貧困問題等多岐にわたる生活課題が複雑化、深刻化しています。本年4月には生活困窮者自立支援法が施行され、また、国において、社会福祉法人制度改革を柱とした社会福祉法改正も審議されるなど、新たな展開を迎えており、社会福祉協議会の果たす役割はますます重要となっております。

こうした状況を踏まえ、市町村社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設・団体、地域住民等、あらゆる機関・団体等との連携及び協働のもと、地域福祉の推進に取り組んで参りますので、更なる御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げ、記念誌発刊にあたっての挨拶といたします。

和歌山県社会福祉協議会歴代会長



石 井 正 親 昭和26年7月10日 昭和29年2月23日



小野真次 昭和29年2月24日 昭和43年2月25日



大橋正雄 昭和43年2月26日 昭和50年10月4日



仮谷志良 昭和50年12月25日 平成8年2月25日



玉井一郎 平成8年2月26日 平成11年3月31日



西 口 **勇** 平成11年4月1日 平成13年1月14日



木 村 良 樹 平成13年1月15日 平成18年11月15日



仁 坂 吉 伸 平成19年3月1日 現 在

和歌山の福祉の一層向上の実現を

昭和26年3月の社会福祉事業法の公布に先立ち、同年1月には中央社会福祉協議会(現・全社協)が誕生し、また各都道府県においても社会福祉協議会が順次設立され、爾来、全国の社協ネットワークにより、60年以上にわたり福祉向上の取組を進めてまいりました。

終戦直後の荒廃と混乱の中にあって戦後復興を出発点とした福祉をめぐる課題は、経済社会の動向や国民の意識の変化等により常に変化し多様化していますが、住民参加による福祉のまちづくりを進めるという社会福祉協議会の原点は、一貫して変わることはありません。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会会 長 斎藤十朗 氏

和歌山県社会福祉協議会は、昭和30年11月に法人設立が認可され、和歌山の社会福祉のために 多くの人々の期待に応え、幅広い活動を今日まで展開され、大きな成果を上げてこられました。

なかでも、「善意銀行(現・ボランティアセンター)」事業(昭和39年4月)や「愛の日」事業(昭和43年11月)に、いち早く取り組まれました。

近年では、「認知症高齢者キャンプ」(平成14年9月)や「災害時対応訓練(ワークキャンプ)」(平成18年2月)、「社会的孤立」をテーマにしたフォーラムの開催(平成21年12月)など新たな福祉課題への取組を強化し、福祉のまちづくりの取組のすそ野を拡げています。

また、生活福祉資金貸付事業では、相談支援体制を強化するために市町村社会福祉協議会に相談 員を配置し、きめ細かい相談支援を行い、総合支援資金の償還率が平成23年度から4年間連続で全 国第1位になるなど、全国の範となる取組をされています。

さらに、災害時対応にも力を入れ、平成20年10月には和歌山県災害ボランティアセンターを常設とし、継続して県内で実施してきた災害時対応訓練の積み重ねが、平成23年3月の東日本大震災、そして同年9月の台風12号による紀伊半島大水害時の福祉支援活動にも活かされたことは、記憶に新しいところです。

現在、和歌山県社会福祉協議会では、平成26年度から28年度までの3か年の「第4次和歌山県社会福祉協議会活動計画」に基づき、地域福祉推進のために、「社会的孤立の防止」、「地域福祉権利擁護体制の構築」、「災害時の福祉救援」、「福祉サービスの質の向上」を重点目標として定め、具体的事業に取り組まれています。

和歌山県の福祉の一層向上の実現に向けて、着実な推進をご期待申しあげます。

このたび、法人設立から60年にわたる活動の軌跡をまとめられ、「和歌山県社会福祉協議会法人設立60周年記念誌」と題して記念誌を刊行されることは、これからの和歌山の社会福祉の指針となるものであり、誠に意義深いものであります。

これからも、和歌山においてより豊かな地域社会をめざし、尚一層のご尽力をなされることを心から 祈念し、このたびの記念誌の発行に際する私の祝辞といたします。

法人設立60周年を祝して

この度、和歌山県社会福祉協議会が法人設立60周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

社会福祉協議会の歩みは、明治41(1908)年「中央慈善協会」に始まります。

当時は「慈善事業」「救済事業」と言われ孤児や棄児の保護、 不良・犯罪少年の更生等に宗教家や篤志家が中心となって取 り組んでいました。

そして戦後、時代社会の激動する中で新たな事業への機運が高まり昭和30年に和歌山県社会福祉協議会が設立法人化されました。

戦後日本の繁栄は、勤労世代の大多数が就労できて、家族の 生活を豊かにすることを夢見て働き続けることでもたらされました。成熟した経済社会になった今日の日本において、こうした豊かな社会構造の形を継承していくことはますます重要になっています。

一方、厳しい日本経済のなかで、雇用形態も未だに不安定の 状況であり、生活困窮者の増大が顕著になっていることも現実 です。

「生活困窮」は、いかなる意味でも、そこに責任のない子ども たちの未来にも影を落としています。貧困の連鎖という言葉も 生まれました。こうした現状が放置されれば、この国の将来を担 う世代の力が大きく減じてしまいます。

社会福祉協議会はその時代や地域社会の課題に応じて、活動が展開されてまいりました。今後もこうした課題解決のために社会福祉協議会の役割はますます重要になってまいります。

社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会は車の両輪と言われています。

今後とも社会福祉の増進・地域福祉の充実に共に尽力させていただきたいと思っています。



和歌山県民生委員児童委員協議会 会 長 松 下 明 氏

法人設立60周年を祝して

この度、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会が法人設立 60周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

県社会福祉協議会は法人設立以来、地域福祉活動の推進に 尽力され、また、県内市町村社会福祉協議会の基盤整備やその 活動をご支援いただいてきましたことを感謝申し上げます。

現在、経済的支援を伴う自立支援としての生活福祉資金貸付事業や、福祉サービスの利用や日常の金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業については、県社会福祉協議会からの委託事業として実施するとともに、私ども市町村社会福祉協議会としては、その機能拡充や柔軟な運用に努めているところです。

さて、社会情勢が急激に変化するなか、深刻化する生活課題とともに、社会福祉法人制度改革も進められ、社会福祉協議会は今一度、自らの相談・援助機能を強化し、地域の様々な人々・機関・施設・団体との連携により、その解決及び防止に取り組まなければならないと考えます。

こうしたなかで、県社会福祉協議会には広域的な連携・協働 推進と共に、常に課題解決に挑戦する存在であることを期待し ます。

60周年を契機に、更なるご発展を心からご祈念申し上げ、お 祝いの言葉といたします。



和歌山県市町村社協連絡協議会会 長中村宏次氏

法人設立60周年を祝して

和歌山県社会福祉協議会の法人設立60周年、心からお慶び申し上げます。

和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会は、昭和50年に民間社会福祉施設の経営者が自ら研鑽を深め、諸問題を調査研究し、社会福祉施設の機能強化を図るために設立されました。 以降、県社会福祉協議会が実施する「福祉施設経営指導事業」 「福祉人材センター事業」等との連携を図りながら各種研修事業や相談事業に取り組んできました。

近年は社会福祉法人制度改革への対応等、社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化しており、「公益性・非営利性の徹底」「国民に対する説明責任」「地域社会への貢献」が強く求められています。今後も社会福祉法人が社会福祉の主たる担い手としての役割を果たし、地域ニーズに応える活動を推進していくためには、より一層社会福祉協議会との連携を強化していくことが重要と考え、また、社会福祉協議会の連絡調整機能に大きく期待するところです。

60周年を契機に、更なる県社会福祉協議会のご発展をご祈 念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会会 長小林隆弘氏

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会設立60周年に寄せて

この度、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会が60周年を 迎えられ、記念誌を発刊されますことに対し、心よりお喜びを申 し上げます。

昭和30年の創設以来永きにわたって社会福祉の向上に大き く寄与され、大切な役割を果たしてこられたことに敬意を表し ますとともに今までの苦労に感謝申し上げるものであります。

近年地域社会における人とのつながりが希薄になり、私たちを取り巻く環境も大変複雑化、多様化しております。このような中で貴協議会の果たす役割は今後ますます重要になってくると思われます。

県身体障害者連盟といたしましても、これからも地域社会の中で当事者団体としての役割を再認識し、安心で安全に暮らしていけるまちづくりのために他団体の皆様方と連携を密にしてさまざまな課題に取り組んでいきたいと思っています。

結びに、この記念誌の発刊に当たられました関係者の皆様に 敬意を表しますとともに、和歌山県社会福祉協議会の今後ます ますのご発展をご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟 会 長 谷 本 忠 信 氏

和歌山県社会福祉協議会設立60周年をお祝いします

和歌山県社会福祉協議会法人設立60周年、心よりお祝い申し上げます。

和歌山県ボランティア連絡協議会は昭和48年に設立され、 以後、県社会福祉協議会の歴史とともに、ボランティア促進の 取組を進めてきたところです。昭和55年には県ボランティアセ ンター事業が県社会福祉協議会において開始され、多くのボラ ンティアが育ち、現在県内のボランティア活動者数は約5万人 を数えます。

一方、紀伊半島大水害をはじめ、各地の自然災害が深刻な社会問題になっています。近い将来、南海トラフ巨大地震発生が予想されるなかで、平常時、災害時を問わずボランティアの重要性が年々高まり、私たちが地域社会に果たすべき責務を痛感しています。

県ボランティア連絡協議会は、県社会福祉協議会の御支援の もと、多様化する福祉ニーズに応え、地域の一人ひとりが生き がいを持って暮らしていける社会を目指して今後とも努力いた したいと存じます。

和歌山県社会福祉協議会の更なる発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。



和歌山県ボランティア連絡協議会会 長 北出 賀江子 氏



目 次

挨拶 発刊にあたって 和歌山県社会福祉協議会歴代会長 法人設立60周年への祝辞 第一章 60年のあゆみ(総論)

設立から今日に至る和歌山県社会福祉協議会の活動

第二章 60年のあゆみ(分野別)

- 1.生活に困窮した人々への支援
 - ①生活福祉資金貸付事業
- 2.県民の心の結集
 - ①善意銀行 12
 - ②愛の日 13
 - ③はまゆう基金 15
- 3.ボランティア活動の振興
 - ①和歌山県ボランティアセンター 16
 - ②ボランティア協力校 17
 - ③夏のボランティア体験 18
- 4.高齢者・障がい者福祉の推進
 - ①国際障害者年 20
 - ②在宅福祉サービスの振興 21
 - ③認知症への取組~認知症高齢者キャンプの開催支援~ 23
 - ④高齢者の健康と生きがいづくり(いきいき長寿社会センター) 24

28

46

- 5.権利擁護の推進
 - ①日常生活自立支援事業 26
 - ②成年後見制度の活用促進(和歌山県成年後見支援センター)
- 6.地域福祉の推進
 - ① ふれあいのまちづくり事業 30
 - ②社会的孤立の防止と生活支援の強化 31
- 7.災害への対応
 - ①和歌山県災害ボランティアセンター 34
- 8.福祉サービスの質の向上
 - ①福祉人材確保 40
 - ②福祉サービス運営適正化委員会 43
 - ③福祉サービス第三者評価事業 44
- 9.社会福祉事業者への支援
 - ①社会福祉事業経営者(種別協議会・社会福祉施設)への支援
- 10.市町村社会福祉協議会の体制強化
 - ①市町村社会福祉協議会の法制化・法人化・合併 50
- 11.より豊かな地域社会をめざして
 - ①和歌山県社会福祉協議会活動計画の策定 52
- 第三章 60年目の今
 - 決意を新たに 56
- 第四章 資料編
 - 60年の主な変遷(年表) 60
 - 歴代会長・副会長名簿 72
- あとがき

第一章 60年のあゆみ(総論)

設立から今日に至る 和歌山県社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会の誕生 昭和30年代

昭和26年1月、中央社会福祉協議会(現・全国社会福祉協議会)が設立され、また同年3月には、社会福祉事業法(現・社会福祉法)が制定されたことにより、全国的に都道府県社会福祉協議会の法人設立が相次ぎました。

こうした戦後の新たな民間の福祉体制構築の流れのなか、県においても、その気運が高まり、昭和25年11月には社会福祉協議会設立準備委員会が結成され、翌年7月に和歌山県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が、当時の民生委員連盟、社会福祉事業協会、同胞援護会が中軸となって誕生しました。

当時は、民生委員部会、地域部会、施設部会、団体部会に区分された体制で、社会福祉事業の調査、企画や連絡調整、並びに普及啓発等の活動が主なものであり、その歴史を刻み始めました。

その後、県社協は、昭和30年11月に社会福祉法人としての認可(法人設立登記は昭和30年12月22日)を受け、国、県からの補助事業や委託事業等を実施するなど、県の民間社会福祉の推進母体となっていきました。

なかでも、昭和30年8月に全国制度として始

まった生活困窮者に対する世帯更生資金貸付制度(現・生活福祉資金貸付制度)の事業は、現在も県社協の重点事業であり、生活困窮者への一助となってきたとともに、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)や民生委員・児童委員との緊密な相談・支援体制の構築を図るものとなり、以後の県社協の事業展開において、その果たした役割は大きいものでした。

また、昭和32年11月に生活保護施設である 救護施設紀之川寮の運営を開始し、昭和33年 10月に社会福祉法人紀之川寮へ事業移管する まで、生活保護対象者を含めた生活困窮者等 の自力で生活できない方々への支援を実施し てきました。

一方、県内の市町村社協の設置は、昭和26年にはわずか26%に過ぎませんでしたが、世帯更生資金貸付制度の開始により、その推進母体となる市町村社協の存在が欠かせなくなったことなどから一気に進み、昭和33年には県内全市町村に設置されるようになりました。しかし、当時の社会福祉事業法には、まだ市町村社協の位置付けは規定されていませんでした。

地域福祉の心の芽生え 昭和40年代

昭和39年から40年代後半にかけては高度 経済成長の最中にあり、社会福祉施策も大きく 前進した一方、人口の都市集中化、産業公害、 大気・河川汚染、交通事故多発といった社会問 題が発生してきた時代でした。これに伴い、住 民の志向も多様化し、権利意識が高まり、福祉 の分野にあっても同様、特に高齢化社会への 急激な進行により、社会福祉に対する期待が高 まってきました。

こうしたなか、それに対応した事業へと舵を 取るべく、県の社会福祉増進の中核拠点とし て、昭和39年7月に和歌山県社会福祉センター (現・和歌山市中之島2238番地外)が完成し、 県社協も事務所を和歌山市洲崎町5番地(現・ 小松原6丁目5番地)から当該センターに移転 し、地域福祉活動の新たな拠点として出発する ことになりました。

時を同じくして、昭和39年4月には、県民の善意を社会福祉に効果的に役立てる仕組みとして、県社協に「和歌山県善意銀行」を設置し、公正な運営を基本に、預託・払出の連絡調整や地域社会福祉協議会善意銀行の育成指導等の事業を開始しました。

例えば、寄付金は、社会福祉施設入所者の備品購入助成、児童の健全育成事業、ボランティア活動促進助成等に活用されました。善意銀行のこうした地道な取組が、ボランティア活動を

高揚し、ボランティアセンターの設立へと発展 していきました。

また、昭和43年には、社会福祉への理解と協力を深めることを目的に県において毎年11月15日を「愛の日」と定められたことから、その日を中心とした募金活動、チャリティショー、バザー等の企画展開を各地で推進してきました。

こうした「愛の日」の福祉啓発運動で芽生えた社会福祉意識と収益は、昭和56年に県社協に設置する福祉基金「地域福祉等振興基金」(後の「はまゆう基金」)へとつながるなど、以後、社協が展開していく各種事業の基盤となっていきました。

地域福祉の拡充・関係機関との連携 昭和50年代~昭和60年代

昭和50年代は、経済の安定成長期であり、 60年代は、長寿化、国際化、高度情報化などの 社会構造の転換期でありました。

こうした社会情勢のなか、県の高齢化は、全国をはるかに上回るスピードで進行しており、市町村社協における在宅福祉サービスの充実、拡充が喫緊の課題となり、また、昭和56年に始まった「国際障害者年」を契機として取り組んできた障がい者への理解と協力の浸透、ノーマライゼーションの考えが、その重要性を後押ししていきました。

県社協では、昭和56年に「地域福祉等振興基金(現・はまゆう基金)」を創設し、その活用により在宅福祉サービス推進モデル地区設置事業等に取り組むなど、県内全域に高齢者・障がい者の在宅福祉サービスが行き渡るよう振興を図ってきました。

と同時に、これまでの善意銀行の取組や「愛の日」の事業の推進が、ボランティア活動をより一層振興させました。昭和52年には、福祉教育の一環として「ボランティア協力校」事業を開始し、昭和55年に県ボランティアセンター事業、昭和62年からは夏のボランティア体験事業を開始するなど新たな事業に取り組み、ボランティア活動の充実と、すそ野を拡大していきました。

こうした地域福祉の拡大に伴い、サービス提供者として各種の福祉施設等を経営する社会福祉法人の役職員が、自ら研鑽を深め、施設運営の機能強化を図ることを目的に、昭和50年に和歌山県民間社会福祉施設経営者協会(現・和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会)が設立されました。県社協では、自らの社会福祉活動のみならず、当協議会の事務局を担うことにより社会福祉施設の健全な運営支

援を行い、多種多様な社会福祉法人活動を応援、促進することによりその活動の幅を広げていきました。

このような取組は、その後、和歌山県保育所連合会、和歌山県児童館連絡協議会、和歌山県 訪問介護事業所協議会の事務局受託へと拡大 していきました。

さらに、昭和62年に、和歌山県民間社会福祉事業従事者共済会から県社協に事業が移管されたことに伴い、社会福祉法人に従事する職員の互助共済と福利厚生の取組を進め、福祉に携わる人材の確保の一助を担う等、社会福祉施設等の関係機関との提携を強化して

いきました。

一方、市町村社協は、この頃より全国的に展開されてきた法制化運動により、昭和58年に、社会福祉事業法(現・社会福祉法)にその位置づけが明文化されました。

また、県内の市町村社協の法人化が進んだ時期でもあり、平成4年までに全ての市町村社協が法人化されました。

法人化は、民生委員・児童委員等の福祉関係者や、福祉団体等との更なる連携強化を促すとともに、これまでの地域福祉活動の拡大、在宅福祉サービス事業をはじめとする新たな事業展開につながっていきました。

市町村社協活動の強化と福祉人材の確保 平成元年~

高齢化の急激な進行のなか、また、要介護 者等の増加により、在宅福祉対策の実施や施 設の整備が急務となってきました。厚生省(現 在の厚生労働省)によるいわゆる「ゴールドプ ラン」(平成元年)、「新ゴールドプラン」(平成6 年)の策定等にも見られるように、具体的施策 としての対応が問われ、市町村社協にあって は、在宅福祉事業(在宅福祉サービス)への積 極的参画、いわゆる事業型社協へと重点が向 い始めた時期でありました。

また、「地域の福祉課題を住民が主体となって解決していく」という社協機能の強化が進んだ時期でもありました。県社協においては、市町村社協に対して、平成3年度から平成18年度まで、国庫補助事業である「ふれあいのまちづくり事業」を促進し、地域福祉の総合的な推進に取り組みました。この取組は、市町村社協の問題発見・解決機能の強化やコミュニティづくりの推進強化等に大いに成果を挙げ、現在の

市町村社協の取組に活かされています。

一方、ゴールドプランが推進する在宅福祉 サービス・施設の緊急整備に対応するために は、福祉サービス事業者の人材の確保や従 事者の資質の向上が不可欠でありました。

平成3年度に「福祉人材情報センター事業」が厚生省において創設されたことに伴い、翌年10月、県社協に「和歌山県福祉人材情報センター」を設置しました。「福祉の仕事」を専門にした無料職業紹介所として、福祉就職相談会(現在の就職フェア)の開始(平成7年10月)や「紀南福祉人材バンク」の開所(平成9年7月)、並びに福祉保健に関する体系的な研修等、福祉サービス事業への人材の確保、養成等に注力してきました。

現在、福祉・介護人材マッチング支援事業、 保育士支援コーディネーターの配置等より、人 材確保のためのよりきめ細やかな支援に取り 組んでいます。

新たな社会福祉制度への適応 平成12年~

平成12年は、「介護保険法」、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」という。)が施行され、社会福祉基礎構造改革の集大成としての新たな社会福祉制度がスタートする大転換期でありました。

改正法により、社会福祉事業法は名称を「社会福祉法」と改め、都道府県社会福祉協議会の取り組むべき新たな役割として、利用者保護のための「地域福祉権利擁護事業」や「運営適正化委員会の設置」、並びに「社会福祉事業従事者の養成研修」、「社会福祉事業者の経営指導」などが明記され、「地域福祉の推進を図る」こととされました。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法では、行政が福祉サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者が事業者との対等な関係に基づきサービスを選択する「契約」への制度転換が規定されました。(平成15年4月1日から障がい者福祉の支援費制度として施行)

市町村社協では、介護保険法の施行に伴い、すでに実施していたホームヘルプサービスをはじめとする各種の在宅福祉サービスの実績を活かし、介護保険サービス事業へと参入していきました。

県社協では、平成4年に設置した福祉人材情報センター(現・福祉人材センター)において、介護職員を含む社会福祉事業従事者の確保、養成、能力向上の取組を強化させていきました。さらに、平成16年には、和歌山県訪問介護事業所協議会が設立されたことを受け、事務局運営を通して介護保険サービスの基盤整備を担うこととなりました。

「措置」から「契約」への制度転換により、障がい者や認知症高齢者等の判断能力が不足がちな方々への適正な福祉サービスが損なわれな

いよう、利用者支援のため「地域福祉権利擁護事業」を平成11年に開始するとともに、「和歌山県地域福祉権利擁護センター」を設置し、事業従事者の資質向上、相談、啓発等の実施体制を強化してきました。また、福祉サービスに対する利用者の苦情解決の仕組みとして「福祉サービス運営適正化委員会」を平成12年8月に設置し、サービスの改善を図るとともに、地域福祉権利擁護制度の運営の適正化にも取り組んできました。

この地域福祉権利擁護の取組は、民法上の成年後見制度の活用促進にも発展し、平成20年の「和歌山県成年後見支援センター」の開設につながっていきます。

こうした新たな社会福祉制度への個々の適応だけでなく、この制度改革を機に、県社協としての使命、役割と方向性及びその具体的方策を掲げ、確実に遂行していくため、平成17年に初めて策定した「和歌山県社会福祉協議会活動計画」(計画期間3年)は、今後の県社協の地域福祉の推進に向けた姿勢の表れでありました。計画を着実に遂行するため、新たな課題や未達成の取組等については、検討を加えながら次計画に盛り込むなどの策定作業を行いつつ、現在においては第4次計画を実行しているところです。

一方、平成元年に設立された「財団法人和歌山県いきいき長寿社会センター」は、その理念と取組が県の地域福祉の推進にも重要な機能を果たすものとの観点から、平成16年に県社協に事業統合されました。以後、県社協は、高齢者の健康と生きがいの増進、社会参加の推進に取り組むことになり、活動の幅をさらに拡げていきました。

また、市町村社協にあっては、いわゆる「平成の大合併」に伴い、合併による新社会福祉協議会が設立され、平成17年度までに、現在の30市町村社協が形成されました。

災害への対応と備え 平成20年~

ボランティア元年といわれた阪神・淡路大震 災以降、被災地に駆けつけ、被災住民に寄り添いながら生活支援等を行うボランティア活動の 重要性についての認識が高まっていきました。

我が国は、地震、台風、集中豪雨などの災害 発生からは決して逃れることができない環境に あります。私たちは、四季が織りなす美しい自然 の中で生きる幸せを享受する一方、その自然が 突然牙をむく災害の脅威からも無関係、無関心 にはいられません。特に、私たち和歌山県民は、 平成23年9月2日から3日にかけ台風12号がも たらした紀伊半島大水害により、多くの人命を 失った事実を決して忘れてはなりません。

県社協は、平成20年に和歌山県災害ボランティアセンターを開設し、災害時には、情報収集をはじめ被災地への職員派遣、資機材の提供等を行い、平常時にあっては、災害発生時に迅速な行動が可能となるように、市町村社協、民間団体を対象とした災害訓練をはじめ、市町

村社協における災害ボランティアセンター設置 運営訓練、ボランティア活動に要する資機材の 整備、災害ボランティア登録制度の運営等の取 組を進めるなど、災害への対応と備えの強化を 図ってきました。

こうした取組から、紀伊半島大水害においては、特に甚大な被害を受けた県内6市町の災害ボランティアセンターに、県内全ての市町村社協等から延べ1,300人の職員が運営スタッフとして派遣され、相互支援の精神に基づく助け合いが実践されました。この経験から、社協間の相互支援をより一層強固なものにしようと、平成24年1月30日、県内30の市町村社協及び県社協の間に「社会福祉協議会における災害時の相互支援協定」が締結されました。これにより、現在、社協の特性を活かした救援活動を行っていくことを明らかにするとともに、行政をはじめ、災害ボランティアや関係団体等との連携協力体制の強化を図っています。

結び

県社協の60年にわたる「あゆみ」を駆け足で 語ってきましたが、言うまでもなく、決してこれ だけが全てではありません。その時代に直面し た様々な福祉課題に取り組み、市町村社協をは じめ多くの関係者と連携し協力を得ながら、地 域福祉の貢献の一翼を担ってきました。

今日、私たちを取り巻く社会環境は凄まじいスピードで変化し続けています。県社協は、広域的社協の立場であっても、常に地域で何が起こり、何が必要とされているかの情報を、現場に赴き

収集し、地域の課題を把握し、その解決に向け実践することが求められています。それには、県社協職員は、自ら研鑽に励み、今日、そして明日の和歌山県の地域福祉を担う「県社協」を築いていくという強い意志を持ち、行動することであります。

これまでの先人の「歩み」と「実績」を心に刻みながら、「第1章60年のあゆみ(総論)」と「第2章60年のあゆみ(分野別)」を編纂し、さらに、明日に向けた新たな決意と行動を「第3章60年目の今」に記すこととします。

第二章 60年のあゆみ(分野別)

1

生活に困窮した人々への支援

昭和20年代後半から始まった民生委員の世帯更生運動を背景に、昭和30年8月、生活困窮者の所得安定と自立を目的に「世帯更生資金貸付制度」による資金貸付事業が全国的に始まりました。

当該事業(現在の生活福祉資金貸付制度)は、平成27年度で60年を迎え、そのあゆみは、県社協そのものであったといえます。

この貸付事業は、生活に困窮した人々への支援の一助となってきました。現在、貸付けの償還への対応といった課題もあるなか、民生委員の生活支援活動を起源とするこの事業をより効果的に活用するため、資金の貸付けのみに終始することなく、市町村社協をはじめ、各関係機関と連携して、人に寄り添い、自立に向けたきめ細やかな支援を行っています。

①生活福祉資金貸付事業(昭和30年度~)

(1)生活福祉資金貸付制度のなりたち

第2次世界大戦後、生活保護の被保護 世帯が増加するなかで、生活保護を受け ずに生活できるような支援の取組が必要 であると、民生委員による「民生委員一人 一世帯自立更生運動」が展開されました。 さらに、低所得世帯が激増するなかで、 第7回全国民生委員大会(昭和27年8月 26日)において世帯更生運動実践申合決 議を採択し、この世帯更生運動が全国的 な拡がりとなりました。

そして、昭和30年8月に、民生委員の指導・援助の一環として資金貸付を行う世帯更生資金貸付制度(現・生活福祉資金貸付制度)」が、国において創設されました。

(2)生活福祉資金貸付制度のあゆみ

生活福祉資金貸付事業は、県社協の法 人設立と同時に始まり、平成27年度で60 年を迎えました。

この間、それぞれの時代の流れのなか で、貸付金の種類・対象の拡大(次表)、貸 付上限額の増加など制度改正がなされ、 県社協の取扱件数も増大していきました。

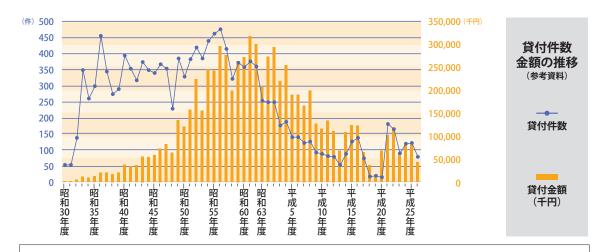
昭和30年当初においてわずか200万円 の貸付けが、昭和49年度においては1億 円を超えるなど、時代ごとのニーズに合わ せて利用者の生活に求められる支援の一 助となってきました。

現在、平成27年度において施行された 生活困窮者自立支援法では生活福祉資金 と自立相談支援機関との連携が強く求め られています。

表 生活福祉資金貸付制度の変遷

年代	530~548 高度経済成長期	549〜H2 安定成長期を経て パブル経済	H3〜H20 バブル崩壊からの 経済危機	H21〜 リーマンショックからの 生活困窮者支援
	S30 貸付制度が開始(生 業費、支度資金、技能 習得資金)	S49 修学資金に大学進学 のための進学資金も 新設 ※1	H7 阪神•淡路大震災発生	H21 総合支援資金を創設 ※3
貸付	S36 更生資金、障害者更 生資金、生活資金、住 宅資金、修学資金、療 養資金と、6つに再編	S50 県単独事業「身体障害者生業近代化資金特別貸付事業」を県 対協で実施した	H13 離職者支援資金を創設 ※2	H23 東日本大震災発生 県外転居者に対する 生活復興支援資金を 創設
貸付金の種類・対象	成 成 S37 第2室戸台風の被災世 帯に対して貸付特例	S62 福祉資金に福祉機器 購入資金新設	産担保型生活資金を 創設 H19 要保護世帯向け不動	H23 紀伊半島大水害発生 福祉資金・災害経費 により貸付支援
	市(CA)CC良l)(可向	H1 身体障害者自動車購 入費を新設	産担保型生活資金を創設	H27 生活困窮者自立支援 法施行に伴い、貸付 条件変更
	(貸付額上限が毎年増加)	(障がい者の生活向上が図られた)	(生活費の貸付けが主となっていった)	

- ※1 高校進学率が90%を超える時代となり、子供の進学支援が強化された
- ※2 不景気により雇止め等社会問題を受け、生活費の貸付制度が開始(H21~総合支援資金へ統合)
- ※3 総合的な相談を含めた生活困窮者への貸付制度



昭和30~50年代にかけて多くの貸付実績(件数・金額)がありました。

それ以降は、生業費・住宅改修等大口の貸付けに代わって生活費の貸付けが主となり、より丁寧な生活状況の相談を行うことで、貸付実績は結果的に減少してきました。

(3)債権管理、相談支援の強化

⑦債権管理の取組と適正な貸付け (平成19年度~)

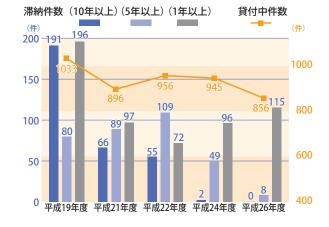
これまで利用者の生活再建を当然の 課題として取り組んできた一方で、償還 率が低迷する状態が続き、時効援用の 該当債権が191件と山積するなど不良 債権の管理について問題視されました。 平成20年度第1回理事会(平成20年5 月29日)で、平成17年度から進めてきた 基礎資料をデータにして、取組方針を次 のとおり確認しました

貸付段階	償還指導	不良債権
貸付けの可否のみだけでなく、他	声かけ強化。償還方法変更を含む取組強化。	不良債権を個々に精査交渉し、
の支援策検討等相談支援を行う。	状況に応じ法的措置も実施する。	その整理を実施する。

平成21年10月の国による生活福祉資金貸付制度の見直し後は、その見直し事項を踏まえつつ、本会理事会(平成20年度第1回)において確認事項を厳守しながら、取り組んできました。

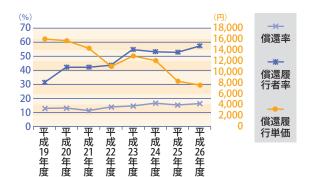
※平成21年10月の国の制度見直し

- ・総合支援資金の創設
- ・連帯保証人要件の緩和
- ・貸付利子の引き下げ(連保を立てた場合は無利子、立てない場合は年利1.5%)



債務者への訪問と、悪質なケースに対しては法的措置を実施し、償還再開を働きかけるとともに、利用者の生活状況把握を行うことで債権の整理も適宜行い、結果、時効援用の該当債権は解消しました。

全体の債権数は減少傾向にありますが、 個々の生活状況と課題の背景について丁寧 に相談を継続しているところです。



償還率は、丁寧な相談・精査交渉に努め、 安易な免除は行わない方針のもと、一気には 改善していません。しかし、定期的に償還して もらうことに努めたことで、償還履行者率(償 還している人数)は、約3割から約6割に改善 しています。なお、総合支援資金(平成21年 10月貸付開始)の償還率は、平成23年~26 年度まで4年連続全国1位でした。

①市町村社協に相談員配置(平成22年度~平成26年度)

緊急雇用創出事業臨時特例基金の「生活福祉資金相談等体制整備事業 (平成22年度~平成26年度)」により、市 町村社協に相談員を配置し相談支援体 制を強化しました。これは平成21年に総合支援資金が創設されてから貸付件数が大きく伸び、貸付け・償還相談窓口の体制整備を図ったものです。適正な貸付けとともに、不良債権の状況調査、また償還督促において十分な結果を得ました。

	市町村社協・本会		市町村社		償還完了			
年度	:信還相談:	本会			償還免除		備考	
	件数	直接訪問 件数	貸付相談 件数	件数	件数	免除元金 (千円)		
平成20年度		256		111	0	0	不良債権の精査に着手したが、 欠損補てん財源がなく元金免除 は実施できず。	
平成21年度		51		220	139	110,305	総合支援資金スタート。原資 + 欠損財源の追加補助。	
平成22年度	2,851	124	4,733	104	10	5,501	緊急雇用創出基金事業による相 談員配置を市町村社協において 行った。	
平成23年度	2,813	1,162	2,294	106	32	18,531		
平成24年度	6,546	1.587	4,782	104	15	12,980	市町村社協への相談員配置に併せて、県社協にも基金事業相談 員を配置。	
平成25年度	5,826	552	5,436	106	22	13,983	和歌山市を中心として県内の回 収困難債権を中心に訪問を強化 した。(原則市町村社協同行)	
平成26年度	6,582	483	6,391	183	67	45,207		
合 計	24,818	4,215	23,636	934	285	206,508		

(4)これからの取組

県社協の生活福祉資金貸付事業の取組は、金銭の貸与・返済のみにあらず、世帯のあらゆる生活課題への相談対応にも努めています。貸付けだけでは複雑化した生活課題の解決にはならないことが多いため、貸付け以外の必要な生活支援に向け、整理・調整を行ってきました。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援機関が生活困窮者の相談を受け止め、必要なサービス・関係機関につなぐことが明確に制度

化されました。「生活困窮」という状態のなかに「経済的困窮」と「社会的孤立」が混在している認識をもち、市町村社協ならびに各関係機関との一層の連携が求められています。



H24 市町村社協担当者研修会より(貸付け以外の支援・事例検討)

2

県民の心の結集

「誰かの力になりたい」「社会のためになることをしたい」という県民の様々な善意や思いを効果的に活用する仕組みとして、「あなたの善意を最大限に活かす銀行です。どんなささやかな善意でもご相談ください。」をキャッチフレーズに、昭和39年4月に「和歌山県善意銀行」が県社協に設置され、各方面で活動を行ってきました。これが、和歌山県ボランティアセンターの原点となっています。

また、未だ発展途上であった社会福祉の理解と協力を、県民みんなのものとして高め、推進することを目的に、昭和43年、県において毎年11月15日を「愛の日」とすることが定められました。これを受け、県社協では県と共に、県民一人ひとりの善意を具体的な行動に表す県民運動として県内全域に展開しました。醸成された人々の福祉の心が、現在の社協の取組につながっていきました。

さらに、昭和56年には、公費に併せ、県民からの善意の寄付による基金「地域福祉等振興基金」 が県社協に設置され(昭和62年4月、「はまゆう基金」に改称)、社協が行う在宅福祉サービス、ボラ ンティア活動の推進等の財源に反映されました。

県民の心は、様々な地域福祉の取組に姿を変え、着実に実を結んでいきました。

①善意銀行(昭和39年度~平成22年度)

昭和39年4月に設立された「県善意銀行」は、 県民からの寄付を社会福祉施設の運営や社会 福祉活動に役立たせる事業で、寄付は金銭だけ でなく物品や技能・労力も受け入れることとして いました。特に、住民のボランティア活動に寄付 を役立たせようとしたところに特徴がありました。

県善意銀行活動としては、社会福祉施設の社会化促進助成事業、社会福祉施設入所者利用備品の購入助成事業、児童健全育成活動助成事業、ボランティア活動推進助成事業などに寄付金を役立たせたほか、善意銀行の取組をさらに県内に展開するため、市町村における善意銀行の設置運動にも取り組みました。

さらに、衣類や靴、遊具、書籍、食料品など多岐にわたる物品預託は、社会福祉施設等に配分され、これまで善意が届かなかった施設や存在があまり知られていなかった種別の施設にも善意が行き渡るようになりました。

このほか、寄付金は次のような活動にも役立 てられました。

・「福祉救援ボランティア活動資金(現・災害救援活動積立金)」への積立て

阪神・淡路大震災を教訓に、災害時における福祉救援活動の機動力等を確保するため に資金が蓄えられました。

・「はまゆう基金」への積立て

「はまゆう基金」は、ボランティア活動振興 のための財源の安定化のための基金で、現 在も、その果実を事業費としてボランティア 活動を支援し続けています。



•「住民参加福祉活動支援助成金」

住民自身が参加して実践する高齢者、障が い者、子どもたち等とのふれあい・支え合い等 の、住民参加型福祉活動に活用されました。

・「和歌山県交通遺児を励ます会」への払出し

県内の中学生までの交通遺児に、奨学金の給付、激励の旅行、中学校卒業祝い贈呈などが実施されました。

県善意銀行による取組により、地域住民の生活課題の解決に向けたボランティア活動、ボランティア団体間の交流、ボランティア活動の体

験機会の提供活動等も徐々に県内に広がりを 見せ、県民のボランティア活動についての理解 も深まりました。

県善意銀行の取組は、昭和55年の県ボラン ティアセンター事業のスタート、さらには、平成 6年の県ボランティアセンターの設立へとつな がっていきました。

(県善意銀行は平成22年度をもって廃止。本 会の法人運営事業「災害救援活動積立金」に統 合されました。)



[あたたかな気持ちの証]

平成26年4月、「一年前に他界した夫の遺品を整理していると、『和歌山県善意銀行預託者証 預託金5万円 昭和53年2月8日』という書類が出てきた」と、岩本和代様(現在、兵庫県在住)から県社協に電話が入り、来所してくださいました。当時15万円の給料で5万円も寄付してくれたことに想いを馳せ、あらためて感謝を申し上げ、貴重な記録として写真を撮らせていただきました。預託者証書にある寄付の日付は、和代様の誕生日でした。

[身近にある参加機会]

ボランティア活動を始めるきっかけは人それぞれです。「もったいない」、「ほうっておけない」…こんな気持ちから始まる「収集活動は、普段の生活に身近なボランティア活動です。捨てればゴミですが、収集された物は「あたたかい心」に形をかえて活用されます。社協では、使用済み切手等を収集、整理、換金して、福祉・ボランティア活動の資金として役立てています。



(2)愛の日(昭和43年度~平成10年度)

「愛の日」は、「県民すべてがしあわせになるよう、ともすればうずもれがちな善意をこの機会に出し合い、それを生かし伸ばしていくなかで社会福祉をみんなのものとして理解と協力を高め

ていくための県民運動の日」として、全国に先駆けて、昭和43年に県において設けられました。

この取組は、地域福祉・在宅福祉サービスを 支える基盤づくりを目的に、毎年11月15日を



県民の友(昭和43年11月)



愛の日のキャラバン隊(昭和55年)



市中パレードの様子(昭和57年)

「愛の日」とし、この日を契機に県民一人ひとり の善意を具体的な行動に表すことを広く呼び 掛けるものでした。

県社協では、「愛の日」運動の推進のための中央行事として、愛の日キャラバン隊、市中パレード、社会福祉展等を実施し、併せて市町村における本運動を推進しました。

県発行の「県民の友(昭和43年11月号・367号)」には、「11月15日の"愛の日"を中心に前後約2週間、県内市町村でいろいろな催しを計画しています」として、愛の募金運動、拠出物品展示即売会、奉仕グループの結成と活動、チャリティーショー、愛の日大売出し(益金寄付)、ポスター募集、各種相談、講演会等の催しが紹介されました。

昭和54年には県内で標語を募集し、「愛の声 一声かけて 手をそえて」が選ばれ、「愛の一声運動」を提案、愛の日と併せて推進していきました。

県社協としての事業推進は、平成10年までとなっていますが、「愛の日」を中心とした善意の喚起が、地域の福祉をみんなが参加して創るきっかけとなった大きな事業でした。

また、県社協では、昭和43年10月から「愛の訪問員」制度に取り組み、障がい児の福祉向上を目的に、愛の訪問員(県社協会長が委嘱)が在宅心身障がい児を訪問し、障がい児とその保護者の相談に応ずるとともに、必要な介護、援助、指導を行うものでした。

●●・トピックス~今も生きる地域での活動の紹介 •●●

「愛の日のバザー」は多くの市町村社協で取り組まれ、現在も定着・実施している地域が多数あります。例えば、かつらぎ町社協では、地元の自治会や民生委員児童委員協議会や小中学校、福祉関係団体、福祉施設等で実行委員会を組織して実施しています。バザーの売上げは、友愛訪問事業やふれあい事業等地域福祉活動に活用されています。地域住民が共に支え合い、助け合い、近隣愛の心を広めるきっかけづくりを、社協だけでなく、関係機関とともに力を出しあいながら実施しています。



福祉かつらぎ(平成26年1月発行)より

③はまゆう基金(昭和56年度~)

世界に類を見ない急速な高齢化社会の進行 や昭和56年の国際障害者年による障がい者問 題が注目されるなか、在宅福祉サービスの強化 と、ボランティア活動の充実が課題となってき ました。

「はまゆう基金」は、そのような社会状況から、在宅福祉サービスやボランティア活動について先駆的な事業を行うための財政基盤強化のために、県民から寄せられる寄付と県費1億円を「地域福祉等振興基金」(昭和62年4月1日に「はまゆう基金」に改称)として昭和56年7月に創設されました。

県社協は、翌年度には、基金の果実を財源に下記の事業を実施しました。現在は、和歌山県ボランティアセンター事業の一部として、様々なボランティア活動に活用しています。

平成27年3月31日現在の基金の総額は、民間からの寄付金が約1億7,050万円、利息の繰入約380万円、当初の県からの1億円の合計約2億7,430万円となっています。

発足して34年間、県内外の多くの方々、企業、海外の和歌山県人会などからご寄付をいただいております。

①在宅福祉サービスモデル地区設置事業

独居・寝たきり老人・身体障がい者等 在宅要援護者の方々に必要な福祉サー ビス(入浴、食事、洗濯サービス)を提供 するために県内2地域の社会福祉協議 会を指定して助成。

②ボランティア活動育成事業

ボランティア活動の振興を図るため、ボランティア保険の掛け金(年200円) のうち、半額を補助。

③福祉教育普及事業

「社会福祉県民講座」を県内2か所で 開催。

- ④郡市町村社協育成事業
- ⑤ボランティア研修・調整事業



創設時のしおりの表紙

3

ボランティア活動の振興

善意銀行や愛の日の事業の取組を通じ、ボランティア活動の評価が注目されるなか、昭和48年には厚生省(現在の厚生労働省)による市町村社協に対する「社会福祉奉仕活動センター」設置の奨励、昭和55年度には県社協において、「県ボランティアセンター事業」を開始するとともに、市町村社協に対する「ボランティアセンターの設置に対する助成事業」を実施するなど、県内のボランティア活動の体制強化を推進してきました。

また、福祉への理解やボランティア活動が県内に徐々に浸透していくなか、福祉教育の重要性が認識され、学校を拠点としたボランティア活動の普及として、昭和52年度から「学童・生徒のボランティア活動普及事業(ボランティア協力校事業)」を開始しました。

以降、県ボランティアセンターが中心となり、相談、活動助成、人的なネットワークづくり等、ボランティア活動への支援を進めるとともに、更に多くの県民がボランティア活動に出会える機会を広げようと、「夏のボランティア体験月間事業」等を実施し、住民参加のボランティア活動を推進しています。

①和歌山県ボランティアセンター(昭和55年度~)

県社協は、昭和39年4月に設立された善意 銀行を「社会資源の確保活用に関する事業」と 位置付け、その活動に取り組むことで、「ボラン ティア」が住民参加の一形態であること、社協と ボランティアは切り離すことができない関係に あることなどを示しながら、ボランティアの価値

●●・国におけるボランティアの動き •●●

平成4年には第1回全国ボランティアフェスティバルが開催され、ボランティア厚生労働大臣表彰が始まるとともに、平成6年には市町村ボランティアセンター事業など国レベルのボランティア振興策が展開され、ボランティアコーディネーターの専門性も本格的に論じられるようになり、全国ボランティアコーディネーター研究集会が開催されました。



を県内に広げ、社協による福祉ボランティア活動促進の取組に弾みをつけてきました。

「ボランティアを行う機会は誰にとっても開かれている」

昭和55年度、ボランティア活動振興の中心 的な役割を担う県ボランティアセンター事業を 開始しました。(平成6年4月、県社協に「和 歌山県ボランティアセンター」を組織化)

県ボランティアセンターでは、市町村社協や和 歌山県ボランティア連絡協議会をはじめ多様な 団体と連携し、ボランティア活動を支える基盤を 整備しつつ、ボランティアに関する相談・受付・ 調整・紹介、情報提供、初めて活動に参加する人 のための体験機会の提供に取り組みました。

また、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成研修、各年代層や多様な分野間の交流、活動を進めるための機材や図書の整備をはじめ、活動中の事故に備えての保険加入を促進するなど、ボランティア活動を推進するための様々な支援事業を行ってきました。

②ボランティア協力校(昭和52年度~)

「善意銀行」や「愛の日」の創設による事業を通じ、福祉とボランティアの心が県全域に浸透していく中、昭和40年代から、住民主体の「地域福祉」を進めることと、子どもたちの福祉の学びを支援することを理念とした「福祉教育」の取組が進められてきました。その主軸となったのが、昭和52年度から始まった「学童・生徒のボランティア活動普及事業(国庫補助事業)」です。

これは、「ボランティア協力校」として小・中学校、高等学校を指定し、学童・生徒を対象に社

会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕や社 会連帯の精神を養うとともに、学童・生徒を通じ て家庭や地域社会の福祉の啓発を図ることを 目的に実施されました。

ボランティア協力校は、昭和52年度から平成 19年度までに県内の小・中学校・高等学校404 校が指定され、1校当たり年間10万円を限度に 活動費助成を行うとともに、協力校連絡会や活 動発表会を開催しました。



[ボランティア協力校で実施されたプログラム例]

- ・福祉講演会の開催や学校新聞を利用した広報・啓発活動
- ・社会福祉施設等へ訪問による施設利用者との交流や介護・介助技術の習得
- ・体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障がい児者等の招待
- ・近隣地域においての各種のボランティア活動
- 高齢者や障がい者の生活課題や機能の違いと日常生活上の困難さを知り、 体験活動などを通じて支える方法を学ぶ
- ・擬似体験、募金活動、地域清掃など

また、本事業に関連し、地域における福祉の 心を育み合う取組として、「みんなのふくし」作 文募集、高校生及び協力校教職員ワークキャン プ、社会福祉県民講座の開講、学校におけるボ ランティア活動交流学習会、介護体験事業等を 実施しました。

さらに、協力校が所在する市町村社協を「福祉教育推進社協」として指定した「福祉教育プログラムの開発・モデル事業」や、本事業のより効果的な推進を図るためのモデル地区を指定した「学童・生徒のボランティア活動普及地区事業」など、ボランティア活動が学校から地域社会に広がるよう取り組みました。

なお、本事業終了後も、現在14市町村社協 (小・中学校・高等学校76校)が取組を継続し ています。







③夏のボランティア体験(昭和62年度~)

昭和62年、青年のボランティア活動の促進を 図ることを目的に、社会福祉施設における2泊3 日にわたる体験学習を中心とした「サマー・ボラ ンティアスクール」を開始し、社会福祉現場での ボランティア体験の機会を提供しました。

サマー・ボランティアスクールは、施設見学・事前学習から 始まり、食事介助、離床介助、入浴介助、清掃等を中心に行わ れます。

修了後は参加者から提出されたレポートを編集した「感想 文集」を発行し、習得した経験・知恵・技術の伝達や参加促進 に努めました。



平成6年、ボランティア活動に係る全国団体が参加し、「広がれボランティアの輪」連絡会議(*)が設立されました。

連絡会議は、夏休みで休暇を取りやすい7月・8月をボランティア活動推進の好機とした「ボランティア体験月間」の取組を全国に提唱しました。併せて、全社協が「ボランティア活動推進7カ年プラン構想」を示したことを受け、県ボランティアセンターにおいても、平成7年から市町村社協等が実施主体となり、子どもから学生、勤労者、障がい者、高齢者まで多くの方が気軽に参加できるボランティア体験活動として、出会い・ふれあいを広める多様なプログラムを積極的に提案・企画・実施しました。

また、平成17年度には、従来から進めてきた「サマー・ボランティアスクール」を「ボランティア活動体験推進事業」の啓発の一環として組み入れ、展開しました。

さらに、平成20年度からは「夏のボランティア体験月間事業」として、活動体験の場を広げ、NPO・ボランティアグループ、教育関係機関、企業などから体験プログラムの企画、参加者の受入等の協力を得ながらボランティアの参加を呼

びかけました。

体験プログラムは、「高齢者、障がい者、子ども や青少年等を対象としたプログラム(見守り・訪問活動、サービス利用者・住民・地域との交流、 地域行事のお手伝い、遊び・学びの支援等)」や

「介護体験プログラム」、「地域の関係団体と協力したプログラム(自然・環境保全、芸術・文化、キャンプ 営 スタッフ、防災学習等)」等、多種多様です。



(*)「広がれボランティアの輪」連絡会議(事務局:全 国ボランティア活動振興センター)

> あらゆる国民が「いつでも、どこでも、誰でも、 楽しく」ボランティア・市民活動に参加できるよう な環境づくり、気運づくりを図る目的で、全国的な ボランティア・市民活動推進団体、ボランティア 活動受け入れ施設・団体、農協、生協、労働組合 関係、マスコミ関係、社会事業団、教育関係・青年 団体関係等により平成6年に結成されました。

●●・ボランティア協力校による当時の取組 ●●●

ボランティア協力校(当時は社会福祉協力校)の生徒がボランティアとして参加した「心身障害児親子のつどい」の紹介 記事。この取組の成果が後の「夏のボランティア体験」事業につながりました。

福祉わかやま(昭和54年11月号)

昭和54年11月30日

祉わ か *

第 8 号

身際害児親子のつどい」は、

今年で六回目を迎えた「心

プログラム

プログラム
(第1 日日) 8月28日
14:00-15:00 受け
15:00-15:20 国会式
15:20-18:00 向由行動(フール遊び、 廃育組は体盤、人浴他)
20:00- ショー・現子のど自慢・ 変称し、体育相談
(第2 日日) 8月29日
8:30-9:30- 町食 9:30-11:00 平の通び、デーム権
11:00 解数







今年は八八○名が参加しまし



「心身障害児親子のつどい」から

どものキャンプ」を見、「節 き、映画「手足の不自由な子 きびしい事前研修を受けて、 害児介助の心がまえと技術 たち」という演題で講義を開 このつどいに参加しました。 研修では、「社会福祉と私 高校生ポランティアたちは

高校生ポランティア

りして、みんなで楽しいひと をしたり、いっしょに遊んだ りでしたが、社会福祉協力校 ときを過ごしました。 参加し、子どもたちのお世話 はじめてボランティアとして 辺高等学校)の生徒二○名が 属高等学校及び和歌山県立田 (和歌山信愛女子短期大学附 プログラムは、別表のとお

保護者の方たちから、 仲良くなれたようです。また、 こと等の中から、ごく自然に や、名前を呼びあったりする 友達になれるだろうかという 最初、子どもたちと、うまく 足をさせてあげたりすること ブール遊びで、手を取りバタ 気持ちが強かったようですが 高校生ポランティアたちは

たが、その中に共通している 高校生ポランティアのほぼ全 どもたちとのふれあいを通し ことは、最初の不安から、子 員から感想文が寄せられまし この「つどい」に参加した 新しい世界の発見

的に毎年開かれているもので、 めるとともに、日ごろの核れ の福祉向上に資することを目 意見交換等を通して、歐害児 をいやし、また、教育相談 下の障害児及び保護者が一章 れました。このつどいは、県 に会して、お互いの親睦を深 近い八月二八日、二九日の両 子どもたちの夏休みも終りに 。串本ホテル浦島で開催さ ふれあい

うです

て、当日にのぞんだのでした の講例を受け、さらに「つど どうかという不安もあったよ って、その責任を果たせるか 接する機会が少ないこともあ い」当日の日程説明を受けた あと、みんなで話し合いをし しかし、日ごろ、除害児と

について、基本的な心がまえ と関単な手話や車イス操作等 の言葉をかけられ、そのようろうさま」、「頑張ってね」

の感想文には、その子どもが 出来るようになるまで、何度 のように嬉しかった」とあり うまく出来た時、 感動した高校生ボランティア わず手をたたき、自分のこと も繰り返し努力している姿に 子どもが、ひとつの遊びが 私は、思

持っていたと思われる「車イ

ここでは、既に知識として

中なる知識としての理解から、

あることを発見しています。

気づけられたようでもありまな「ひと声」のやさしさに切

害となっているものは階段で を利用している子どもに出会 の場所への誘導の時、車イス との発見があったということ なことや、気付かなかったこ て、喜びを体験し、さらに、 い、その子どもにとって、阪 ふだん何気なく見すごしがち たとえば、アトラクション

ボランティアの おねえさんと・・・

> 「障害となるものを持つ人がとどこもかわらないんだ」、 たちとかかわりをもちたい、 の場合では階段)においての 態となるのは、ある場面(こ のを持つ人が不便を感じる状 特別な人ではないんだ」と感 が指ばれていました。 ボランティア活動をつづけた 験をしています。 みであることの発見という体 いという看望で感想文の多く そして、これからも除害児

ついたものとなったのです。 る認識によって、本当に身に 具体的な体験を通して得られ スと階段」の関係について、

っしょに遊んだり、話したり

この場合、障害児たちとい

する中で、

「障害児は私たち

19

4

高齢者・障がい者福祉の推進

昭和55年には県の高齢化率は、全国の9.1%を上回る11.8%となり、急速な高齢化社会が進行するなか、また、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の増加を背景に、介護保険制度が始まる以前から、高齢者等に対して、独自に開拓し取り組んできた市町村社協の在宅福祉の取組を、県社協は、「はまゆう基金」や「地域福祉総合推進事業」等の活用により、県内全域に広めるための事業を展開してきました。

また、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、「社会への完全参加と平等」の理念を地域に根 ざしたものとするため、県社協、市町村社協が連携して、障がい者に対する正しい理解やその広報 活動、シンポジウムの開催等障がい者福祉の推進に取り組んできました。

さらに、認知症高齢者に係る取組として、平成14年度に関係市町村社協が協働して誘致、開催した「第4回全国痴呆性高齢者キャンプinわかやま」を手始めに県内各地で行われた認知症高齢者キャンプの開催に対し必要な支援を行いました。

一方、高齢社会の到来を目前に控え、福祉サービスの充実だけでなく、高齢者の生きがいと健康づくりを推進することを目的として、平成元年5月に県において設立された「財団法人和歌山県いきいき長寿社会センター」が、平成16年4月に県社協に組織統合されたのを機に、高齢者の健康・生きがい対策の一翼を担い、各事業を展開しています。

①国際隨害者年(昭和55年度~平成4年度)

〈周知運動を実施(昭和55年度)〉

国際障害者年を翌年に控えた昭和55年、国際障害者年の周知運動を実施しました。また、愛の訪問員事業、家庭奉仕員研修、心身障がい児親子のつどい、手話・朗読奉仕員養成事業等を通じ、在宅障がい児者の福祉向上を図るとともに、「国際障害者年における社協活動推進要綱」を策定し、これとともに県内社協が一体となって国際障害者年の活動に取り組む体制を整え推進しました。

- ※主な国際障害者年における社協活動(国際 障害者年における社協活動推進要綱(昭和 55年)」より抜粋)
 - (1)差別と偏見をなくす啓発、広報活動の推進
 - (2)社会福祉大会におけるシンポジウムの開催
 - (3)福祉の町づくり県民総参加促進事業の実施(4)県段階障害者(旧)福祉団体、社会福祉施
 - (4)県段階障害者(児)福祉団体、社会福祉施 設、関係機関等との連携強化
 - (5)障害者自らによる自立、自助活動の促進など

〈社会福祉県民講座を開講(昭和56年度~平成4年度)〉

昭和56年度から平成4年度にかけては、国際障害者年を実りあるものにするために、記念事業としてシンポジウム、モデル地区設置推進、作文募集などの実施のほか、「社会福祉県民講座」を開講しました。講座は、県民が障がい者問題をはじめとする社会福祉について学習し、ボランティア活動を通じて福祉のまちづくりに参加することを目的として実施し、11年間で22市町村、6,331名の参加を得ました。



「国連・障害者の十年」(昭和58年~平成4年)の最終年にあたる平成4年度には、障がい者福祉についての理解と認識の一層の普及を図るため、「市町村網の目キャラバン」を実施し、県内全市町村を一巡しました。

〈障害理解プログラム研究・開発事業の取組(平成 10年度~)〉

「国際・障害者の十年」を経て、県社協では、平成10年度に全社協委託事業の「障害理解プログラム研究・開発事業(実施委員会設置)」に取り組み、33の具体的プログラムを「ボランティアリーダー・アドバイザー・シニアボランティア養成」において推進しました。実施主体は、障がい者福祉ボランティアグループ、障がい者支援関

係機関、家族の会、養護学校、福祉施設、県市町村社協・ボランティアセンターなどでした。

〈障がい者支援ボランティア(平成20年度~)〉

また、平成20年度には、ボランティア活動の活性化と多様化を図るため、障がい者支援・交流を目的に活動するボランティア団体(82団体)の概要調査を実施し、ボランティア活動講習会等の場に情報提供を行いました。

国際障害者年に係る取組は、地域の中で生き づらさを抱える住民や地域福祉の課題に対す る気づきと行動につながるものとなりました。ま た、障がい者、高齢者、福祉施設と地域社会を つなぐ役割を果たそうとするボランティア活動 にも広がりをみせていきました。

②在宅福祉サービスの振興(昭和56年度~)

急速な高齢化と社会福祉ニーズが多様化するなか、行政の福祉施策に加え、民間の自主的な取組が必要となってきた社会情勢を背景に、社協は在宅福祉サービスを先駆的に実施してきました。その視点は、地域住民の個々のニーズに応え、住民の生活を支え、更に地域の福祉課題の解決を図るという「地域福祉の推進」です。

県社協は、これまで実践してきた在宅福祉 サービスを県内全域において更に推進し、先 駆的な事業を行うための財政基盤の確保のた



▲福祉わかやま(昭和58年4月号) 新宮市社協の巡回入浴サービス事業スタート

めに、昭和56年7月から「地域福祉等振興基金 (はまゆう基金)」を造成し、昭和57年度から、 市町村社協と協力しながらモデル地区事業等 を進め(~平成7年)、社協における在宅福祉 サービスを支援してきました。

〈在宅福祉サービス推進モデル地区設置事業(昭和57年度~平成7年度)〉

昭和57年度から地域福祉等振興基金の運用 益により、在宅福祉サービス推進モデル地区を 設定し、独居・寝たきり老人、身体障がい者等 在宅要援護者に、入浴サービス、食事サービ ス、洗濯サービス等、必要な在宅福祉サービス の提供を行い、モデル地区活動の定着化を図 り、あわせて在宅福祉活動の広域的振興を目的 に事業を開始しました。

モデル事業を通じて、在宅福祉サービス推進 のための手引書を作成、先進地の視察等の活動 を行ってきました。

在宅福祉サービス推進モデル地区事業

期	間	昭和 57 年度~平成 7 年度					
		入浴サービス	10 社協	デイサービス	2 社協		
成	果	食事サービス	16 社協	リハビリサービス	1 社協		
		洗濯サービス	1 社協				

在宅福祉サービスを支える基盤的な取組

在宅・地域福祉サービス中の活動従事者の怪我や団体・グループの賠償責任を補償する在宅福祉サービス総合補償への加入を積極的に促しました。

また、一般社団法人生命保険協会和歌山県協会による福祉巡回車の寄贈など、民間の温かい力をいただくことができました。

▼一般社団法人生命保険協会和歌山県協会から市町村 社協へ寄贈された福祉巡回車

平成4年度から平成27年度まで計34台が寄贈されました。







▲和歌浦でリフレッシュ 福祉わかやま(平成5年12月号)

〈在宅介護者交流事業(平成2年度~平成7年度)〉

在宅で家族の介護に当たる在宅介護者が日頃の悩みや体験を共有し、支援サービス等を学習し、併せて交流と心身のリフレッシュを図る在宅介護者交流事業を平成2年度から実施しました。

この取組がパイロット的機能を果たし、県内の各 社協で在宅介護者の集いとして普及していきました。

〈介護保険制度への対応(平成9年度~)〉

平成9年12月、高齢者介護を国民が連帯して支えていこうという理念のもと、措置制度から契

約に基づく介護サービス制度へ転換を図る「介護保険法」が公布され、平成12年4月から施行されることとなりました。

県社協では、従来から在宅福祉サービスを 推進してきた市町村社協が培ったその経験を 活かし介護保険制度に参画していくことを見据 え、広域的社協としての立場から必要な準備を 進めました。

平成9年度には、「市町村社協介護保険対応 検討委員会」を設置したほか、市町村社協職員 を対象に介護保険制度の知識習得を図る研修 会等を実施しました。

平成10年度には研修会を引き続き開催する ほか、市町村社協職員及び老人福祉施設等の 職員を対象に介護支援専門員試験準備講習会 を開催しました。

法施行前の平成11年度には、研修会等を引

き続き実施したほか、県知事から指定を受け、 「介護支援専門員実務研修受講試験」を和歌 山市及び田辺市にて実施しました。

平成27年4月現在、28の市町村社協において訪問介護、通所介護、居宅介護支援等の介護 保険事業が展開されています。

③認知症への取組 ~認知症高齢者キャンプの開催支援~(平成14年度~平成16年度)

認知症高齢者の理解促進を目的に社団法人 日本キャンプ協会が主催していた全国キャン プ大会が、平成14年9月に「第4回全国痴呆性 高齢者キャンプinわかやま」として県立潮岬青 少年の家(串本町)で開催され、高齢者、関係者 215名の参加を得ました。

これは、認知症高齢者を自然豊かな環境の

中のキャンプに招き、子どもや家族をはじめと する地域住民、ボランティア、介護職員、社協職 員等が寝食を共にし、レクリエーションや交流 等を通して認知症の理解と支援策を考えるもの でした。

開催は、13の郡市町村社協が実行委員会を結成し取り組み、県社協も全面的に支援しました。

「第4回全国痴呆性高齢者キャンプinわかやま」プログラム

◆プログラム 9月 21 日

13:00 受付 13:15 開会式 自己紹介 オリエンテーション 14:00 講義 15:30 グループ分け 16:00 グループ学習 17:00 自由時間 18:00 夕食 20:00 グループ学習 21:00 自由時間

ボランティア等を対象に学習会 各自の役割等を確認 諸準備

9月22日

7:00 起床・朝食

9:00 キャンプ受け入れ準備

11:00 参加高齢者到着 開村式 オリエンテーション

12:00 昼食

13:00 ★選択プログラム

グラウンドゴルフ・昔あそび(コマ、ビー玉、おはじき、お手玉、碁等)・押し花パウチ・わら細工・竹の食器づくり・缶つみ・紙芝居・ペットボトルボーリング・おやつ作り・化粧コーナー・餃子づくり・休憩所

15:00 デイキャンプ終了セレモニー

串本節の歌と踊り

16:00 入浴

18:00 夕食 (屋台型式)

焼き鳥・焼きそば・焼きうどん・ししゃも・たこ焼き・ 餃子・おにぎり・冷や奴・豚汁・酢の物・焼き肉・ハンバー グ・フルーツポンチ キャンプファイヤー

高齢者のお迎え オープニング・昼食 選択プログラム・夕食

9月23日

7:00 起床 8:00 朝食

9:00 ★選択プログラム

磯遊び・買い物ツアー・うどん打ち・ おにぎりづくり・アユのつかみ取り

12:00 昼食

13:00 閉村式 14:00 振り返り

15:00 全体評価 閉校式 解散



選択プログラム・昼食 高齢者の見送り 反省会・撤収 このキャンプでの成果を活かし、平成15年9月には、「わかやま痴呆性高齢者キャンプinゆら」が 県立白崎青少年の家(由良町)において開催されました。開催にあたっては前年を上回る24の市町村社協による実行委員会が組織されました。

さらに、翌年の平成16年度には、このキャンプを県内3地域での開催に広げました。「紀北シニアキャンプinかつらぎ」(平成16年9月・県立紀北青少年の家(かつらぎ町))、「中紀ブロックシニアキャンプinしらさき(10月・県立白崎青少年の家(由良町))」、「第1回ユニバーサルキャン

プinくしもと」(9月・県立潮岬青少年の家(串本町))の開催に向けて、それぞれの地域の市町村 社協が協働で取り組みました。

こうした3年度にわたる市町村社協の取組に対し、県社協は、地域福祉活動支援事業等による助成、広報等により後方支援を行いました。

また、平成16年度の「第1回ユニバーサルキャンプinくしもと」は、認知症高齢者に加え、障がい者の参加も得て開催されたもので、平成20年度からは西牟婁郡内社協の広域事業として継続実施されています。



▲バリアは人の手でフリーに クルージングの様子



▲アユのつかみ取り 子どもの頃の記憶が蘇ります

〈認知症高齢者キャンプは市町村社協の協働〉

認知症高齢者キャンプは、趣旨に賛同した市町村社協が集い、各々の役割を明確にしつつ入念な準備をもとに開催されました。市町村社協によるこのような自主的で広域的な活動は、県内初の取組と言われています。

こうした市町村社協職員が有する「協働」の意識は、災害時に被災地の社協に駆けつけた他の市町村社協職員が、自主的に必要な部門を立ち上げていく災害ボランティアセンターの開設・運営の手法に活かされています。

④高齢者の健康と生きがいづくり(いきいき長寿社会センター)(平成16年度~)

財団法人和歌山県いきいき長寿社会センターは、国の「高齢者福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」を受けて、平成元年に設立され、以後、長寿社会を県民みんなが喜び、住んでいて良かったと言える豊かで明るい長寿社会和歌山を実現するため、高齢者福祉に対して積極的な施策を実施してきました。

その後、県の高齢化の進行を背景に、セン

ターの理念と施策は、地域福祉の推進に重要な機能を果たすものであることなどの議論が進む中、「行政組織等懇話会」からの最終提言により、平成16年4月に、県社協との組織統合が行われました。

県社協は、いきいき長寿社会センターの理念 と事業を継承するため事務局の体制整備を図り、 「長寿社会推進部を設置し、高齢者の健康・生き がいづくりのための取組を始めました。

主な取組としては、高齢者の地域活動や社会活動の支援を目的に、洋上老人大学「長寿丸」事業(昭和48年~平成18年)、「いきいき長寿大学」(平成元年~、現・いきいきシニアリーダーカレッジ)、事業運営協力スタッフ「いきいきSUN」登録・活用事業、仲間づくり支援事業、いきいきシニアリーダーバンクの運営(平成17年~)等を実施しました。

平成19年度からは、介護予防、生きがい、園芸福祉、ボランティア活動など、高齢者の日常生活上、関心の高いテーマを取り上げ、「サポーター養成」や「ボランティア養成講座」、「サラリーマン退職者等生きがい活動支援事業」等を実施しました(~平成24年)。

また、平成25年には「高齢者サロン運営アドバイザー養成講座」を、平成26年には「わかやまシニアのちから活用推進事業(生涯現役高齢社会推進県拠点づくり、有償ボランティア登録)」を開始しています。













さらに、高齢者の健康づくり、仲間づくりを促進する観点から、平成元年より「喜の国いきいき健康長寿祭(スポーツ交流大会、シルバー囲碁・将棋大会、シルバー美術展など)兼「ねんりんピック出場選手選考会」、「全国健康福祉祭(ねんりんピック)参加者派遣事業」を実施してきました。

平成20年度には、老人福祉施設等利用者の 創作作品を展示する「ふれあい作品展」を開催 しています。

また、高齢者の就労支援について「高齢者無料職業紹介所」を昭和46年に設置し、求人、求職者の受付、登録、職業紹介、求人開拓を実施しています。

高齢者の相談支援としては、昭和62年に「高齢者総合相談センター(シルバー110番)」を設置し、高齢者及びその家族が抱える法律、医療、福祉、保健等各種の心配ごと、悩みごとについて面接や電話による相談を実施しました。

5

権利擁護の推進

平成12年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスは利用者と事業者との契約に基づき行われることになりました。これに伴い、県社協では、判断能力が不十分な方が福祉サービスを適正に利用できるよう、平成11年10月に「和歌山県地域福祉権利擁護センター」を開設し、相談をはじめ、各種支援の取組を行っています。

さらに、福祉サービス利用援助事業のみでは解決できない方や判断能力の低下等に伴い当該事業が継続できない方への支援のため、平成20年10月に「和歌山県成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度に関する相談、法人後見活動の支援、市民後見人の養成等に取り組んでいます。

①日常生活自立支援事業(平成11年度~)

地域福祉権利擁護事業(現在の「日常生活自立支援事業」)の開始に当たり、平成11年度は、基幹的社協との協議、「契約締結審査会」(利用者との契約の妥当性等を審査)の設置、事業に従事する生活支援員の養成研修等に取り組みました。

平成12年4月には、本事業の中核である福祉サービス利用援助事業を県内の8基幹的社協(和歌山市、海南市、岩出町(現:岩出市)、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市)に委託し、

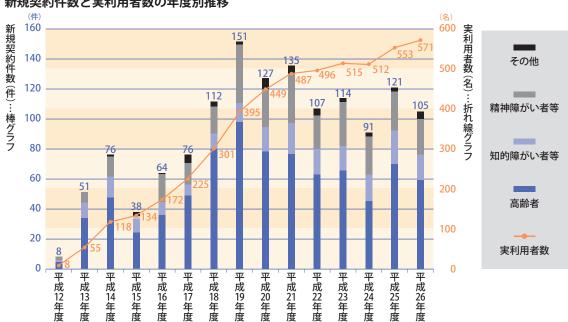
事業を本格的に開始しました。

また、平成17年4月からは、市町村社協からの意見を踏まえ、よりきめ細やかに事業が展開されるよう、福祉サービス利用援助事業を全市町村社協での実施に移行しました。

事業の開始以降、認知症高齢者の増加や精神障がい者の地域移行支援が進むなか、利用者数は年々増加しており、事業開始からの契約累計は1,452件、実利用者数は598名(平成27年10月末)となっています。

日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)とは、次の4つの事業の総称です。

- ①福祉サービス利用援助事業
 - 判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者や精神障がい者等に対して福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、安心した地域生活を送れるよう支援する事業。
- ②県内においてあまねく福祉サービス利用援助事業を実施するために必要な事業
- ③福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
- ④福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発



福祉サービス利用援助事業 新規契約件数と実利用者数の年度別推移

平成13年度から、低所得者の福祉サービス 利用援助事業利用料を一部助成する制度を始め、一定の基準(住民税非課税で預貯金が350 万円未満)を満たした利用者を対象に利用料 の半額を助成することで、事業利用の支援を進 めました。



また、平成17年度には、市町村社協等の事務の効率化と省力化を図るため、福祉サービス利用援助事業システムを開発、導入しました。

さらに、平成22年度には、福祉サービス利用援助事業の利用拡大を図るため啓発用DVD「お届けします、暮らしの安心 福祉サービス利用援助事業」を制作しました。

このほか、平成22年度から平成26年度までの間、福祉サービス利用援助事業利用者の成年後見制度への移行に必要な業務を行う市町村社協を支援するため、「成年後見制度移行支援事業」を実施したほか、平成27年度からは、市町村社協が福祉サービス利用援助事業、成年後見制度に関する事業等を実施する中で生じた法律的な疑義について、弁護士への相談を支援する法律相談支援事業を開始し、市町村社協の円滑な事業運営を図っています。

②成年後見制度の活用促進 (和歌山県成年後見支援センター) (平成20年度~)

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどのため、判断能力が十分ではない方に対して、申立てにより家庭裁判所が本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度として、平成12年4月に開始されました。

県社協では、成年後見制度に関する相談、支援、後見人養成、情報提供、関係団体との連携、法人後見への取組を推進するため、平成20年10月10日、「和歌山県成年後見支援センター」を設置しました。

センターでは、主に次ページの6つの事業に 取り組んでいます。平成20年度から平成24年 度までは、県から「成年後見制度活用支援事 業」を受託し、社会貢献型後見人養成講座や関 係機関連絡会議等の事業を実施していました

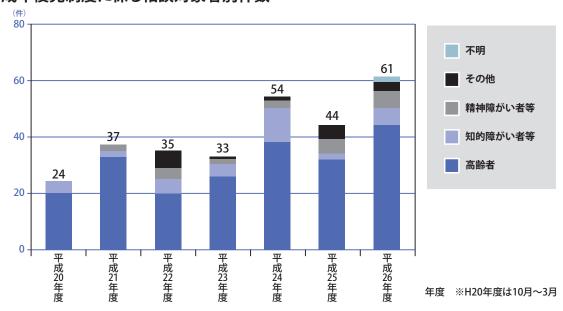


が、平成25年度からは県社協の自主事業として取り組んでいます。

相談事業

相談の受付、解決方法の検討を行っています。

成年後見制度に係る相談対象者別件数



支援事業

制度の説明や関係機関の紹介、申立て手続の援助を行っています。

養成事業

市民(社会貢献型)後見人養成講座を実施し、平成26年度末までに197名が修了しています。

情報事業

成年後見シンポジウムや成年後見制度市町村等担当者説明会等を実施するほか、講師派遣、広報紙「福祉わかやま」、ホームページ等を通じて成年後見制度の普及啓発に努めています。

連携事業

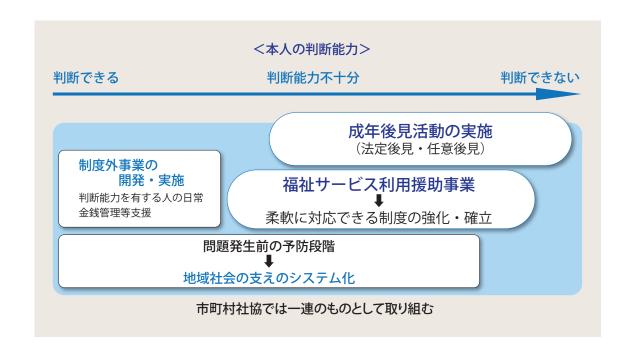
関係機関、団体等と連携し、困難事例の検討や各機関等の取組状況を報告し、課題に対する共通認識を深め、成年後見制度が円滑に活用できるよう関係機関連絡会議を開催しています。

後見事業

法人後見実施のための研修会、法人後見レベルアップ研修会など、市町村社協による法人後見の取組を支援しています。また、家庭裁判所からの依頼に応じ、法人後見を受任しています。

社会福祉協議会が目指す地域福祉権利擁護体制のあり方

支援を必要とする方の権利擁護を一層推進するためには、「問題発生前からの見守り・予防→福祉サービス利用援助事業→社協による法人後見」といった切れ目のない一体的な取組が必要です。



29

6

地域福祉の推進

平成元年以降、高齢社会へと急速に進行するなか、市町村社協において、在宅福祉サービスを担うという事業型社協へと重点が向き始めたころ、「地域の福祉課題を住民が主体となって解決していく」(住民主体のコミュニティワーク)という社協機能を改めて強化するため、ふれあいまちづくり事業等の取組を通して、地域福祉の総合的推進を図ってきました。

近年においては、生活困窮者、子どもの貧困、ひきこもり、虐待といった新たな生活課題がクローズアップされ、「社会的孤立の防止」「生活支援の強化」のため、支援の必要な人と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤の構築への取組が改めて重要となってきています。

① **ふれあいのまちづくり事業**(平成3年度~平成18年度)

ふれあいのまちづくり事業は、共に支え合う 地域社会づくりの実現に向け、市町村社協が主 体となって、「地域福祉活動コーディネーター」 の配置、「ふれあいのまちづくり推進会」や「ふ れあい福祉センター」の設置等により、住民の 各種ニーズに応えるべく、総合相談事業から生 活支援のためのネットワーク等を形成し継続的 な支援まで行うという一貫した地域福祉の総合 的な推進事業(国庫補助事業)として、平成3年 度から開始されました。

県内においては、平成3年度に和歌山市社協と白浜町社協の2社協から始まり、平成16年度指定で23市町村社協において実施されました。

【例:平成10年指定:当時の串本町社協の主な取組】

主な事業 ※事業を一部抜粋	内容
総合相談・援助	休日、夜間は留守番電話対応 転送電話により24時間対応
小地域ネットワークモデル地区指定	モデル地区を指定し、ふれあい活動員 による見守り活動を展開
ふれあいいきいきサロン	モデル地区を指定により実施
ふれあい給食サービス	毎月第3日曜日 給食・配食ボランティアの協力を得て 実施



ふれあい活動員による見守り活動(2人1組により週1回の見守りを行いました。) (平成12年3月県社協発ふれあいのまちづくり事業啓発資料より)

※当時市町村社協数は50でした。

県内の指定状況					
指定年度	社協名				
平成3年度	和歌山市社協				
干风 3 年辰	白浜町社協				
平成4年度	南部川村社協				
平成 5 年度	田辺市社協				
平成6年度	新宮市社協				
平成 0 平段	すさみ町社協				
平成8年度	岩出町社協				
平成9年度	桃山町社協				
	大塔村社協				
	南部町社協				
平成10年度	串本町社協				
	那智勝浦町社協				
平成11年度	日置川町社協				
平成12年度	龍神村社協				
平成13年度	太地町社協				
	かつらぎ町社協				
平成14年度	川辺町社協				
	中津村社協				
	那賀町社協				
平成15年度	清水町社協				
	由良町社協				
平成16年度	粉河町社協				
十八八十尺	金屋町社協				

県社協としては、地域福祉総合推進委員会の開催や、啓発パンフレットの配布、広報誌への掲載等の広報活動により、県内の市町村社協に対して、ふれあいのまちづくり事業の促進に力を注いで参りました。

また、地域福祉活動コーディネーター連絡会の開催や「ふれあいのまちづくり推進指導事業」を活用し、評価指針の策定や事業効果を評価する評価委員会を設置し、事業効果や実施上の課題等についての情報交換や効果的な活動方策を検討するなどの支援を行ってきました。

この事業は、地域福祉推進事業(平成13年4月~)、地域福祉ネットワーク事業(平成17年4月~)、地域福祉等推進特別支援事業(平成19年4月~)をして、現在(平成27年4月~)の生活困窮者自立支援法における「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」へと姿を変えてきましたが、問題発見と解決機能の強化、福祉コミュニティーづくりの推進及び市町村社協の基盤整備と体制等の強化に大いに意義のあったものと言えます。

ふれあいのまちづくり事業が契機となって現在 の事業に

*ふれあい食事サービス(和歌山市社協・紀伊地区)

ふれあいのまちづくり事業をきっかけに平成4年10月から実施しています。その一つ和歌山市の紀伊地区では、社会福祉法人喜成会の全面的な協力により食事サービスを実施してきました。



なかなか家から出て来られない高齢者が増えているなかで施設のバスで送迎いただき、調理室や会場をお借りして、地区社協、民生委員、社会福祉施設の協働で20年を超える活動となっています。

■社会福祉法人喜成会 施設長 向井博子氏談

参加者送迎、会場及びレクリエーションの 提供ほか献立及び調理時には施設の管理栄養士も協力し季節感を取り入れ、健康に配慮 したメニューを考えています。

市社協が食事会の普及を進めていると聞き、ぜひ施設の有効活用をと名乗りを上げさせてもらいました。地域福祉推進という趣旨で使って頂けるのであれば施設にとっても本当にありがたいお話しです。

②社会的孤立の防止と生活支援の強化(平成21年度~)

(1)「社会的孤立」をテーマに近畿地域福祉学 会を和歌山市で開催(平成21年度)

平成20年3月、厚生労働省において「これからの地域福祉のあり方に関する研究

会報告書」がとりまとめられ、地域における 「新たな支え合い」(共助)の必要性があら ためて提起されました。

こうした社会情勢を受け、近畿地域福

祉学会平成21年度和歌山県大会では、 「『社会的孤立』から生じる生活課題解決 への取組~『住民主体』の可能性・方向性 を探る~」というテーマに基づき、3つの 地域福祉活動実践から、社会的孤立の防 止に向けた住民主体の可能性・方向性を 議論しました。



自殺防止から生活支援、 自殺予防へ

「もう一度人生をやり直すために 本当に必要なこと。それは仕事で もお金でもなく、"自分のことを真

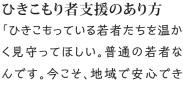
剣に考えてくれる人がそばにいるかどうか"です。」 (NPO 法人白浜レスキューネットワーク 代表 藤藪庸一氏)



小地域で取り組む孤立死を 防ぐための見守り活動

「自転車は置いているか、洗濯物 は干しているか。灯りはついている だろうか―。日頃の"さりげない見

守り"がとても大事だということを痛感しました。」 (社会福祉法人田辺市社会福祉協議会 会津町 民生委員児童委員 畑中正好 氏)



る居場所、声をかけ合える地域づ

くりが必要です。」



(NPO 法人エルシティオ 理事長 金城清弘 氏) ※役職名は平成21年度現在

《「高齢者を地域で支える!ガイドブック」の発行(平成24年度)》

平成24年度「和歌山県高齢者を地域で支え 合う体制づくり事業」(県長寿社会課高齢者生 活支援室)の補助を受け、高齢者等を取り巻く

今日的な諸課題に対し、社協の特性であるネッ トワークを活かした小地域福祉活動をガイド ブックにまとめ、発行しました。

【事例】地域住民の視点から災害に備える ~平成23年台風12号の教訓を生かして~

• 田辺市本宮町 請川地区民生委員 羽根 益次郎さん

平成23年の紀伊半島大水害の教訓から、平 成24年5月末に熊野川沿いのアマチュア無線 愛好家に声をかけ、「川丈防災ネットワーク」を 結成。日常的な情報交換のほか、降雨時の水位 情報・道路情報等の交信行い、情報共有と高齢 者の多い地域住民の避難活動に活かす取組を しています。本宮行政局が直接被害を受けたよ うに災害時には「公助」にも限界があります。い ざという時のために、「自分たちにも、今、できる こと」をしていかないといけません。



(2)地域福祉推進フォーラムの開催 (平成20年度~)

赤い羽根共同募金の助成を受け、今日 的な様々な福祉課題に対応するための方 策や「地域とのつながり」の再構築について、関係者とともに考えるフォーラムを企画・開催してきました。

年 度	テーマ
平成20年度	みんなで考える地域福祉 ~つながりのある社会の再構築を目指して~
平成21年度	みんなで考える地域福祉 ~ひとづくり・まちづくり・ゆめづくり~
平成22年度	市町村社協が取り組む様々な活動 ~連続レポート~
平成23年度	東日本大震災・平成23年台風12号災害(紀伊半島大水害) ~災害への対応から地域福祉を考える~
平成25年度	地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止を考える
平成26年度	地域から期待されるこれからの社会福祉法人の役割 ~社会福祉法人の地域貢献活動~

(3)社会福祉法人による生活困窮者支援検討 会の開催(平成26年度)

貧困、孤立死、自殺、ニート、ひきこもり、ホームレス、ゴミ屋敷等、「社会的孤立」を背景とした生活課題への対応が急務とされるなか、社会福祉法人と社協、関係機関の連携方策と社会福祉法人の今後の役割について考える検討会を開催。平成26年

度地域福祉推進フォーラムでその内容を 共有、課題提起しました。

(4)社会福祉法人による地域貢献活動普及 実践検討会開催中(平成27年度)

県内全社会福祉法人が取り組む具体策 を検討しています。



平成26年度地域福祉推進フォーラム



7

災害への対応

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災。後に「ボランティア元年」と言われたように、全国から多くのボランティアが自らの意志で集まり被災地支援に当たりました。その際、多様な人々や機関が互いに連携を取り、創意工夫を重ねながらボランティア活動をコーディネートする体制づくりを始めたのが災害ボランティアセンターの起源と言われています。

平成16年10月の新潟県中越地震以降は、社会福祉協議会が中心となり被災地に災害ボランティアセンターが設置されることが一般化してきました。

県社協では、平成20年10月10日に「和歌山県災害ボランティアセンター」を常設機関として設置し、災害時には、県内外における情報の収集・発信、支援、支援要請等、平常時には、市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの運営訓練、人材養成、活動に要する資機材の整備等に取り組み、災害への迅速な対応ができる体制づくりを進めています。

①和歌山県災害ボランティアセンター(平成20年度~)

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、県社協は、現地に職員を派遣し、障がい者・高齢者の生活実態調査や生活福祉資金業務支援等を行いました。以降、平成12年の鳥取県西部地震、平成16年の京都府宮津市・兵庫県豊岡市台風23号災害、新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震等において、被災地に設置される災害ボランティアセンターの運営支援を行ってきました。

多発する災害に対して、災害ボランティアセンターが被災地に設置されることにより、幅広い人々が円滑にボランティア活動に取り組めるようになり、全国各地において「被災者中心の災害ボランティアセンターのあり方」や「災害時にもボランティアが活動することの価値」等についての議論が活発化していきました。

このような動きを受け、県社協においてもこれまでの災害における先人たちの教訓や経験を活かすよう、平成17年度から、県、NPO・ボランティア活動支援関係団体との協議を重ね、平成20年に「和歌山県災害ボランティアセンター」を開設しました。

和歌山県災害ボランティアセンターは、「思いやり、優しさ、届けます。」をスローガンに、平常時から防災とボランティア活動支援を行い、災害時にも即座に対応していく常設のセンターです。



災害時の対応

平成20年に県災害ボランティアセンターを 常設した以降も、現地災害ボランティアセン ター運営等支援のための職員派遣のほか、災 害ボランティア活動情報の収集・発信、ボラン ティア及びコーディネーターの募集、ボランティ アバスの運行や活動資機材の搬送など、現地 の支援要請への対応に努めました。支援した主 な災害は、兵庫県佐用町台風9号災害(平成21年)、東日本大震災、紀伊半島大水害(台風12号災害)(平成23年)、九州北部豪雨災害(平成24年)、滋賀県高島市台風18号災害(平成25年)、京都府福知山市・兵庫県丹波市台風12号・11号災害、広島県土砂災害(平成26年)などです。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関する支援活動としては、職員派遣(宮城県亘理町など)、ネットワーク緊急会議、ボランティア募集、ボランティアバス運行(岩手県大槌町・12回・延べ233名参加)を行いました。

また、この時は「近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定」による幹事社協であり、全社協からの要請を受けて、近畿ブロックとしての職員派遣の支援を調整するとともに、中国ブロック・四国ブロックからの職員派遣も含めた派遣調整及び職員派遣バスの運行手配等も行いました。

一方、同年9月2日から3日にかけての紀伊半島大水害では、県内6市町に災害ボランティアセンターが設置され、県内外から25,197名のボランティアが駆けつけてくれました。

この災害における県社協の主な取組として

は、職員派遣・調整、ネットワーク緊急会議、ボランティア募集、ボランティアバス運行(4市町・54回・延べ1,070名参加)、ボランティア活動支援資機材の提供のほか、復興期に入っては、和歌山県地域福祉推進フォーラム「災害への対応から見えてきたもの~これからの取組~」の開催、「台風12号災害への社会福祉協議会の取組~災害ボランティアセンター~(記録誌)」や「現地へ駆けつけた経験を踏まえて(DVD)」の作成などを行いました。









平常時の活動

「研修、訓練の実施と参加]

災害ボランティアセンターの設置及び運営は、社協が中心的な役割を担い、様々な組織の参加を得ながら運営する方式が一般的となっています。

これらのことを踏まえ、県社協では、平成17年度から「ワークキャンプ・災害時対応訓練」を実施、平成20年度から災害ボランティアセンターコーディネーター養成研修会を開始しました。現在、災害ボランティア活動支援アドバイザー養成研修の開催ほか、各市町村社協・関係機関の訓練・研修に参画し、活動プログラムの提供、講義、助言・評価等の支援を行っています。



[災害ボランティア活動支援資機材の整備]

紀伊半島大水害では、災害ボランティア活動 支援プロジェクト会議や全社協等を通じ、全国 各地から東日本大震災の支援活動に使用され た資機材等の提供を受けました。また、地域住 民と県内社協の協力により、様々な方面から資 機材が提供されました。

地域単位に資機材を備えておくことが、より スムーズな被災者支援・災害ボランティアセン ター運営につながるとの教訓から、県社協で は、現在、県内各地に資機材の保管場所(ストッ クヤード)の整備を進めています。













[ワークキャンプ・災害時対応訓練 〜役割や行動を学びあう場として〜]

訓練の積み重ねは、紀伊半島大水害の活動に活かされ、平成23年以降、住民主体による災害ボランティアセンター運営訓練など各地域で自発的な取組へと広がっています。

防災計画への位置付け

平成20年、「県地域防災計画」が修正され、 現地支援、広域支援、被災者支援の役割を 果たすため、日頃からの対応強化を図るべく、 「県災害ボランティアセンター」の常設化が 計画に明記されました。

市町村の防災計画の中にも、災害ボランティアセンターの運営及びボランティア活動については社協との連携強化が反映されました。





災害・ボランティア登録のご案内 あなたの力が、誰かを励ますことにつながります

和歌山県災害ボランティアセンター

[啓発物作成、協定締結等]

- 平成13年12月21日締結近畿ブロック府県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定
- 平成18年3月作成 福祉救援活動マニュアル-社協による福祉救援活動-災害救援ボランティアセンター設置運営の 手引き
- 平成24年1月30日締結 県内社会福祉協議会における災害時の相 万支援協定
- 平成24年5月1日開始 災害ボランティア登録開始(登録無料)
- 平成26年7月8日施行 和歌山県社会福祉協議会災害救援活動実 施要領







生活復興支援につなぐ災害ボランティアセンターをめざして

災害ボランティア活動は、発災時の緊急救援・復旧支援に迅速かつ機動的に関わる側面に加え、活動期・復興期においても被災者に寄り添い、生活支援・見守り活動などに関わることにより、被災者の強い心の支えとなる役割が評価されています。

また、近年の災害ボランティア活動には、NPO、NGO、企業、労働組合、協同組合、学校・大学等さまざまな団体・機関が参加し、幅広い機関が防災の担い手として役割を果たすようになっています。

「県災害ボランティアセンター」は、被災地に 設置される災害ボランティアセンターを支える 役割のもと、市町村社協や関係者、関係機関と 共に取り組んでいきます。

紀伊半島大水害における災害ボランティアの 活躍

平成23年9月2日から3日にかけて紀伊半島に接近した台風12号により、甚大な被害が発生しました。

田辺市、新宮市、日高川町、白浜町、那智勝



浦町、古座川町の各社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設。被災地の支援と復興のため、県内外から2万5千を超える多くの皆様が災害ボランティアとして駆けつけてくれました。

ここにあらためて御礼を申し上げます。



田辺市災害ボランティアセンター

和歌山県内各地に開設された 災害ボランティアセンター

日高川町災害ボランティアセンター 美山サテライト



新宮市災害ボランティアセンター 熊野川サテライト





白浜町災害ボランティアセンター



古座川町災害ボランティアセンター



那智勝浦町災害ボランティアセンター 川関サテライト・井関サテライト

8

福祉サービスの質の向上

県社協では、民間社会福祉事業従業者共済事業への取組など、民間社会福祉事業に従業する人材確保の一助を担ってきました。しかしながら、平成元年に制定された「高齢者保健福祉推進10か年戦略(高齢者10か年ゴールドプラン)」を着実に実施するためには、在宅福祉サービスの従事者や社会福祉施設で働く職員の確保を図ることが喫緊の課題となりました。また、その後の社会福祉基礎構造改革のもと、サービス提供機関は、常に法令、制度等を遵守し、より適正に事業を運営することが重要となってきました。

こうした背景のもと、県社協では、平成4年10月に「和歌山県福祉人材情報センター」を開設、 平成12年8月には、「和歌山県運営適正化委員会」を設置、さらに、平成16年7月から「福祉サービス第三者評価事業」に取り組むなど、福祉サービス事業への人材の確保・養成、苦情、相談等への対応や公平で中立的な評価の実施等、福祉の質の向上に取り組んでいます。

①福祉人材確保(昭和39年度~)

(1)民間社会福祉事業従事者共済事業

~職員の互助共済と福利増進~

民間社会福祉事業に従事する人材確保の一助として、職員の互助共済と福利増進を図るため、退職金や慶弔金の給付、資金の貸付け等を行っています。

⑦事業の変遷

(昭和36年10月 退職手当共済事業開始 (社会福祉事業振興会から受託))

(現:独立行政法人 福祉医療機構)

昭和39年4月 事業開始(和歌山県民間

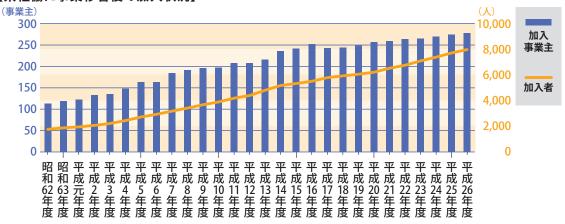
社会福祉事業従事者共済会が実施) 昭和62年9月 事業移管(和歌山県民間 社会福祉事業従事者共済会 → 県社協) (平成6年7月 福利厚生センター事業開始(社会福祉法人 福利厚生センターから 受託))

♂加入状況とこれからの取組

平成26年度末の加入者は7,976人と 増加しています。

長期的なスパンで安全かつ効率的な 資産運用を行います。

【県社協に事業移管後の加入状況】



(2)「和歌山県福祉人材情報センター」の運営 ⑦「和歌山県福祉人材情報センター」開所 (平成4年度~)

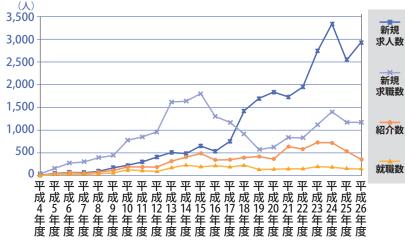
平成3年度、国(厚生省)において「福 祉人材情報センター事業」が創設され、 翌年10月に実施の指定を受けた県で は、その運営を県社協が受託しました。

以降、現在まで「福祉の仕事」を専門と した無料職業紹介所として、福祉の職場 への就職を希望する方と人材を求める福 祉施設・事業所との橋渡しをしています。

なお、名称については、平成10年4 月に「和歌山県福祉保健研修人材セン ター」に変更、平成23年4月に公募によ り決定した愛称『ハートワーク』の使用を 開始、平成26年4月に「和歌山県福祉人 材センター」に変更しています。



【新規求人数、新規求職数、紹介数、就職数】



②福祉のしごと紹介 (ビデオ作成等) (平成4年度~)

福祉の仕事及びその魅力とやりがいを

広報するため、 福祉の仕事に携 わる人々を紹介 する職業紹介ビ デオを作成し、 配布しました。



⑤「福祉職場就職相談会」の開催 (平成7年度~)

平成7年10月、福祉の職場に就職を希 望する方を対象とした「福祉職場就職相 談会」を、和歌山市のプラザホープ(和歌山 県勤労福祉会館)で初めて開催しました。

この相談会は、超氷河期といわれた就 職状況のなか、県下26(うち大阪府1)の 施設が参加し、来春卒業見込の福祉系 の学生も含め、再就職を目指す方々など 281名が来場しました。

以降、福祉の職場に就職を希望する方 と人材を求める福祉施設・事業所の方と が直接面談することができる場として、 現在では「就職フェア」の名称で福祉の 人材確保に努めています。



新規

新規



①「紀南福祉人材バンク」の開所(平成9年度~)

平成9年、都道府県福祉人材センターの支所として「福祉人材バンク」の位置づけが明確化され、本県では、同年7月、紀南地方の人材確保を充実させるため、「紀南福祉人材バンク」を田辺市に開所しました。

紀南福祉人材バンクの対象範囲は、紀南地方(日高郡みなべ町、田辺市、西牟 婁郡、新宮市、東牟婁郡)とし、その運営 は、開所以降現在まで、田辺市社会福祉 協議会に委託しています。





③「福祉保健に関する体系的な研修」の実施 (平成10年度~)

平成10年4月、「和歌山県福祉保健研修人材センター」に名称を変更し、これまで実施していた研修に加え、福祉保健に関する体系的な研修の実施、受託研修の内容や推進体制等の研究を行うことにより、福祉保健従事者の資質向上に努めています。

研修の開催にあたっては、研修ニーズの把握のためのアンケート調査を毎年度実施し、「生涯研修」「専門技術研修」「組織支援研修」「資格取得支援研修」に分類し、年間約25回の研修を開催しています。





⑤「福祉・介護人材マッチング支援事業」の実施 (平成21年度~)

平成21年度、国において「福祉・介護人材マッチング支援事業」が創設され、都道府県福祉人材センターに「キャリア支援専門員」を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援することが求められました。

県社協においては初年度に3名のキャリア支援専門員を配置し、地域別の就職フェアや福祉・介護施設訪問就職相談会などを新たに開催し、よりきめ細かな支援に取り組んでいます。





●「保育士支援コーディネーター」の配置 (平成26年度~)

平成26年度、保育士への就職支援や 潜在保育士の掘り起こしを行うなど保育 人材の確保を推進するため、1名の「保 育士支援コーディネーター」を配置しま した。

初年度には、保育士資格所有者に対するアンケート調査を実施し、潜在保育士等への再就職に関する相談支援や情報提供、再就職支援研修会の開催などにより、19名の方が保育士として就職に結びつきました。





②福祉人材の確保に向けて

平成27年2月、社会保障審議会福祉 部会福祉人材確保専門委員会が報告書「2025年に向けた介護人材の確保~量 と質の好循環の確立に向けて~」を公表 し、厚生労働省は、介護人材を確保してい くための施策の全体像(「総合的な確保方 策」)を明らかにしました。

また、平成27年6月、厚生労働省は平成 37年度における介護人材の需給ギャップ は37.7万人にのぼると公表し、本県における同年度の介護人材の不足は4,328人といわれています。

都道府県福祉人材センターは、離職者情報の把握・管理や、求職者になる前からの情報提供等の総合的な支援を行い、介護分野への再就業を促進する役割を担うなど、今後ますます、福祉人材の確保に向けた取組が求められています。

②福祉サービス運営適正化委員会(平成12年度~)

平成12年に社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの利用が、措置制度から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度(契約)となりました。その際に利用者保護のため、社会福祉法において、福祉サービス利用援助事業の創設や、福祉サービスに対する苦情解決の仕組みなどが導入されました。

苦情解決の仕組みについては、社会福祉事業の経営者による苦情の解決が求められる一方で、事業所内での解決が困難な事例等に対応するための苦情相談窓口として、運営適正化委員会が都道府県社会福祉協議会に設置されることになりました。

また、同時に運営適正化委員会には、判断能

力が不十分な利用者に対する福祉サービス利用援助事業について、透明性、公正性を確保するための役割が規定されました。

和歌山県運営適正化委員会は、平成12年8 月3日に開催された運営適正化委員会選考委 員会の同意を得て委員が選任され、第1回委員 会を8月29日に開催し、委員会としての活動を 開始しました。

また、委員会の活動内容をわかりやすくする ために、平成22年4月より委員会の名称を「和 歌山県福祉サービス運営適正化委員会」に変 更しました。

委員会は、12名の委員で構成され、苦情解 決合議体と運営監視合議体の二つの合議体に 分かれて、それぞれ活動を行っています。

和歌山県福祉サービス運営適正化委員会(委員12名:任期2年)

【苦情解決合議体:委員5名】

・福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための相談助言、事情調査、あっせん、 県知事への通知等を行う。

【運営監視合議体:委員7名】

・福祉サービス利用援助事業の透明性、公正性を確保するため、事業実施主体(県社協及び事業委託先市町村社協)の運営を監視し、必要な調査、助言、勧告を行う。

苦情解決合議体は、平成26年度末まで、延 べ140回開催し、利用者の視点から苦情解決の ために必要な協議等を行いました。

委員会に対する苦情相談件数の推移につい ては、次表のとおりで、年度により大きく増減し ています。

相談内容は、近年、複雑・高度化してきてお り、終了までの時間も長くなる傾向にあり、今 後、より一層の取組が求められます。

運営監視合議体は、福祉サービス利用援助 事業の実施主体である県社協から毎年、事業 実施状況等の報告を受けると共に、福祉サー

ビス利用援助事業の委託先市町村社協に対す る現地調査を中心に活動しています。現地調査 は、平成26年度末まで、延べ96市町社協につ いて実施し、助言等を行いました。

福祉サービス利用援助事業の利用者は、 年々増加していることから、今後、現地調査など の実施方法等について、さらに効果的かつ効率 的に実施していく必要があります。

福祉サービスの利用者は、これからも増加 が見込まれるため、委員会の活動を、今後よ り一層、周知していくことが必要となってい ます。

【和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 苦情相談件数の推移(平成12~26年度)】

【和歌山県福祉サービス連宮適正化委員会 苦情相談件数の推移(平成12~26年度)】 _(件)								(件)								
	年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
高	齢 者	5	6	10	12	21	32	28	23	21	12	24	9	9	15	5
障カ	い者	1	3	6	7	13	4	15	20	10	22	13	16	13	15	15
児	童	1	1	8	3	5	5	10	5	1	2	3	1	2	4	8
そし	の他	0	1	0	0	1	3	2	0	1	5	3	0	0	1	0
合	計	7	11	24	22	40	44	55	48	33	41	43	26	24	35	28

③福祉サービス第三者評価事業(平成16年度~)

福祉サービス第三者評価事業は、事業者が 提供している福祉サービスを公平で中立的な 第三者の立場から評価を受け、その結果明ら かになった問題点を改善し、福祉サービスを

より良質で適切なものに向 上させることを目的としてい ます。

平成16年5月、厚生労働省 からの通知「福祉サービス第 三者評価事業に関する指針 について」により、都道府県の 責任で福祉サービス第三者 評価を実施することとされま した。

県社協では、平成16年7月に「第三者評価 事業準備室」を設置し、第三者評価事業の本 格実施に向け、次の国庫補助事業を実施しま した。

第三者評価機関育成支援事業

- · 基準等委員会(2回)
- · 評価調査者養成研修(調査者6名養成)
- ・全社協主催 評価調査者指導者養成研修への参加(指導者3名養成)
- ・普及啓発(本会広報紙「福祉わかやま」及び本会ホームページ上に て。第三者評価Q&A、モデル事業実施報告書を作成し、県内412施設 へ配布)

第三者評価モニター事業

・5事業所に対してモデル事業を実施

(1)福祉サービス第三者評価事業推進組織 【評価機関の認証】

平成17年4月、県より和歌山県福祉サービス第三者評価事業推進組織の承認を受けました。本県評価基準の作成及び平成18年3月に評価機関(和歌山県社会福祉協議会福祉介護サービス評価センター)の認証を行い、評価調査者28名を養成しました。

平成19年3月に特定非営利活動法人カロア、平成21年6月に特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター、平成23年10月に一般社団法人和歌山県認知症支援協会を評価機関として認証し、現在4機関となっています。

(2)福祉介護サービス評価センター 【地域密着型サービス外部評価】

平成14年度より外部評価実施が義務 化され、平成17年9月までは認知症介護 研究・研修東京センター(以下「東京セン ター」という。)が評価を行い、県社協は、東 京センターと事業者、調査員の調整等の業 務を担っていました。

実施主体が、東京センターから各都道府県に移行したことに伴い、平成18年3月、県から認知症高齢者グループホーム外部評価(現・地域密着型サービス外部評価)機関の選定を受け、平成18年4月より事業を開始し、平成27年10月末までに328件の評価結果の決定や福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)への公表を行っています。

【福祉サービス第三者評価】

平成18年3月、認証第1号にて和歌山県 福祉サービス第三者評価事業推進組織会 長から福祉サービス第三者評価機関の認 証を受け、平成18年4月から事業を開始しました。

平成24年10月、全社協(全国推進組織) より社会的養護関係施設第三者評価機関 としての認証を受けました。平成27年10 月末までに35件(うち社会的養護関係施 設15件)の評価を行っています。

【介護サービス情報の公表における調査】

介護保険法に基づき、利用者が主体的に介護サービス事業所を選択できるよう、情報の開示を目的とし、平成18年6月、県内の介護サービス事業所におけるサービス内容や運営状況に関する調査を行うため、県から調査機関の指定を受けました。

平成23年6月、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律」(以下「介護保険法の一部改正」という。)が公布されたことを受け、平成24年4月から介護サービス事業所に義務付けられていた県指定機関による訪問調査は廃止となりました。

現在は、事業所の希望により必要に応じ 調査を行っています。

(3)介護サービス情報公表センター

平成18年6月、県から指定情報公表センターとしての指定を受けましたが、介護保険法の一部改正に伴い、平成23年度末で介護サービス情報公表センター業務を廃止し、現在は県が公表事務を行っています。

9

社会福祉事業者への支援

県社協、市町村社協の取組や福祉の諸制度が整備されるに伴い、社会福祉施設の「労務」「建築物等整備」「経営」といった施設あるいは法人の体制強化や地域社会との交流・協働を支援していくことが、より充実した地域福祉の推進につながるという観点から、社会福祉施設(法人)の近代化や社会化に取り組んでいます。

①社会福祉事業経営者(種別協議会・社会福祉施設)への支援(昭和32年度~)

(1)県社協による社会福祉事業経営者支援の歴史 橋本市の協力による「救護施設紀之川寮」 の経営(昭和32年11月~昭和33年10月)

県社協の社会福祉事業経営者支援は、 戦後最も大きな課題であった救貧対策に 自ら取り組んだこと(救護施設の経営)が源 です。当時、県社協が定款変更のために提 出した「事由書」には次の記載があります。

救護施設紀之川寮の経営に関する事業

県内で救護施設に収容を必要とする者百人以上を数えている現状でありますが、これ等の者を収容する施設は一箇所のみで、この種事業は誠に低調でありますので、今回当協議会が県民の要望にこたえ橋本市より敷地1,000坪を無償にて貸与をうけ136坪25の建物(平屋建)を新築し救護施設として保護事業を経営せんとするものであります。

その後、昭和33年10月の社会福祉法人 紀之川寮設立を受け、救護施設経営は新 法人に移管されました。

施設従事者の養成と社会福祉施設の近代化促進(昭和30年代後半~40年代)

昭和30年代後半から40年代にかけては、戦後の復興意識の高まりと急速な経済成長に相まって福祉諸制度が徐々に整備され、「社会福祉施設の近代化」が議論された時代でした。県社協でも、昭和30年代から養老施設職員研修会、保育所関係職員研修会を毎年開催するとともに、昭和46年には「第1回県社会福祉施設従事者大会」を開催し、「労務」「建物整備」「財政」を重点課題として研究討議に取り組みました。





社会福祉施設の社会化実態調査~地域社会との交流促進へ(昭和50年代後半~60年代)

昭和50年代後半から60年代は、社会福祉施設と地域社会との交流推進(社会化)事業に取り組みました。

昭和63年度からは県社協の呼びかけにより「郡市ブロック別施設・社協交流会」を開催し、施設と社協の協働促進や施設内での福祉教育の推進、施設の専門機能を活かした在宅サービスの推進等について協議しました。

社会福祉施設経営相談事業の実施(平成6 年度~平成26年度)

平成6年度からは、社会福祉法人や福祉施設の適正な運営と安定した経営、施設利用者へのサービス向上等を目指し、国庫補助事業による「社会福祉施設経営相談事業」を実施しました。常勤相談員1名、弁護士・公認会計士・中小企業診断士・社会保険労務士の専門相談員を委嘱し、これまで延べ9,000件を超える相談支援を行いました。

会計実務の基本を勉強 社会福祉施設経営セミナー



(平成6年10月)

(2)社会福祉事業経営者等の事務局受託による支援

社会福祉法第88条において、「都道府 県社会福祉協議会は、社会福祉を目的と する事業の健全な発達に資するため、必 要に応じ、(中略)社会福祉を目的とする 事業を経営する者が当該事業を円滑に 実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。」と規定されています。県社協では、構成員(会員)である社会福祉事業経営者(種別協議会)等の事務局業務を担うことにより、諸課題の把握と事業経営者の支援に努めてきました。

⑦和歌山県保育所連合会の活動支援 (昭和34年度設立)

県保育所連合会は、昭和34年5月、県内保育所の連絡協調を図り、保育事業の研究・研修等を通じて保育事業の推進を図ることを目的として設立されました。当初は県社協の部会(分科会)として位置づけられ、以降、保育士部会、給食部会等の部会活動のほか、総会・研修会、保育研究会等の事業を推進しています。平成16年度から県社協が事務局を担い、活動を支援しています。









保育士部会研修会(平成27年11月)

②和歌山県児童館連絡協議会の活動支援 (昭和40年度設立)

県内の児童館が相互に交流を図り、活動内容の向上を図るため、昭和40年より県児童館連絡協議会が設立されています。一般財団法人児童健全育成推進財団の研修体系に準拠した「児童厚生員等基礎研修会」を毎年開催し、児童館・放課後児童クラブの基本的機能や児童健全育成の目的、具体的な指導技術を習得するための実技プログラム等、子どもや親への適切な援助と指導技術の向上を目指した研修を推進しています。

平成17年度から県社協が事務局を担い、活動を支援しています。

・ 和歌山県民間社会福祉施設経営者協議会の活動支援(昭和50年度設立)

県民間社会福祉施設経営者協議会

は、昭和50年に民間社会福祉施設の経営者が自ら研鑽を深め、諸問題を調査研究し、民間社会福祉施設の機能強化を図るために設立され、各種研修・相談事業を推進してきました。近年は研修事業に主眼を置き、社会福祉基礎構造改革(平成12年)や社会福祉法人制度改革(平成27年)への対応等、時代の情勢に応じた活動を展開しています。

特に近年は、社会福祉法人のあり方 (経営組織のガバナンス強化、事業運営 の透明性の向上、財務規律の強化)が問 われるなか、今後も社会福祉法人が社 会福祉の主たる担い手としての役割を 果たし、地域のニーズに応える公益的な 活動を推進していくために、平成27年度 から「社会福祉法人による地域貢献活動 普及実践検討会」を開催し、その具体化 を図っています。



社会福祉施設新任職員研修(昭和57年8月)



視察研修(平成10年12月)

エ和歌山県訪問介護事業所協議会の活動 支援(平成16年度設立)

昭和47年に設立された「県ホームヘルパー連絡協議会」は、最大50市町村社協のホームヘルパーが加入していましたが、平成12年度からの介護保険制度導入を契機に解散し、平成13年度からは県市町村社協連絡協議会の内部組織(ホームヘルパー部会)になりました。

その後、訪問介護事業所が急増したことを受け、訪問介護事業所の質の担保、連携・組織化の機運が高まり、平成16年11月に「県訪問介護事業所協議会」が設立されました。県訪問介護事業所協議会では、研修会の開催や情報交換、統一的なサービス内容の確認や業界モラルの向上(不適正サービスの排除)、訪問介護サービスに関わる国や県からの情報収集及び会員への情報提供等を主な活動として取り組んでいます。



5つの味の簡単レシピ~1つの食材で5度おいしく~ (和歌山県訪問介護事業所協議会作成:平成19年3月)





シンポジウム「つれもていこら!在宅生活を支える、ホームヘルプサービス」 (平成21年11月:「介護の日」にあわせて)



一一市町村社会福祉協議会の体制強化

昭和26年6月に施行された社会福祉事業法においては、全国と都道府県社協のみが規定され ており、市町村社協に関する規定は盛り込まれていませんでした。これが、市町村社協の法制化に 向けての取組の始まりだったといえます。

翌年の昭和27年の全国社会福祉事業大会で、市町村社協の法制化を実現する要望が提出さ れて以降、法制化に向けて、地方議会、社協等の全国的な陳情要望を経て、昭和58年に社会福祉 事業法の一部改正により、市町村社協の法制化が実現しました。

同時に、市町村社協の法人化についても、市町村社協の役割の増大、市町村社協の法制化運 動や昭和41年度から始まった法人市町村社協には福祉活動専門員の配置を国庫補助するとい う国による法人化施策の促進等と相まって、全国的にその気運が高まってきました。

県社協においても、研究会の開催等各種支援を実施し、平成4年にはすべての市町村社協が法 人化されました。

その後始まるいわゆる「平成の大合併」(平成12年4月1日施行、「*地方分権一括法による合併 特例法の改正」)により、県内の市町村の合併が進むにつれ、市町村社協も合併による新社会福 祉協議会が設立されていきました。

*地方分権一括法による合併特例法の改正…「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」

①市町村社会福祉協議会の法制化・法人化・合併(昭和41年度~平成17年度)

法制化運動の推進(昭和50年度~昭和58年度まで) 昭和50年~

- ・市町村社協法制化請願運動を促進し、す べての(50市町村)議会で採択済みとなり ました。
- ・国会請願500万人署名大運動により、県内 でも運動を実施し、8月~9月のわずか3ヶ 月の期間に目標を大きく上回りました。

本県割当目標人数	実績	目標達成率
55 000 名	95 101 名	172 9%

⇒昭和58年5月11日、社会福祉事業法第74条第2項に市 町村社会福祉協議会について明記されました。

法人化支援(昭和41年度~平成4年度まで)

昭和41年~

- 個別に法人認可申請手続きを支援しました。
- ・法人社協の定期的連絡協議会の開催
 - …法人社協の役割と業務について研究協議 を行う場として

昭和54年~

・法人社協連絡会等を中心に、郡市町村社

協役職員研修会の開催(紀北ブロック、紀南 ブロックの2か所で開催)

~平成4年

・県内すべての(50市町村)社協が法人認可 されました。

合併支援(平成14年度~17年度まで)

- ・市町村社協合併協議の支援として合併協議 にかかる経費の一部助成を行いました。
- ・個別に、合併協議会や事務担当者会議へ出 向いての支援を行いました。
- ・情報提供として冊子「市町村合併に係る市町 村社会福祉協議会のあり方」を作成しました。
- ・合併協議に関する説明会や情報交換会を 開催しました。

市町村社会福祉協議会の法人合併の視点(平成15年5月1日 県社協)

- ①住民参加による地域福祉の推進を充実強化…生活圏域として の地域再点検、地域福祉活動計画の策定
- ②福祉サービスの基本理念を具現化…社会福祉法第3条(福祉 サービスの基本理念)
- ③地域福祉をさらに推進する…社会福祉法第109条(市町村社会 福祉協議会)、第4条(地域福祉の推進)

〈50市町村社会福祉協議会から30市町村社会福祉協議会へ〉

地方分権一括法による合併特例法の改正 (いわゆる「平成の大合併」)や三位一体改革 による地方交付税の大幅な削減によって、市町 村合併に伴う市町村社協の合併が進みました。 この転換をきっかけに、今一度、「地域福祉の 推進を図る社会福祉法人」という視点から合併 検討を支援しました。





平成14年9月30日、7市町村社協による 田辺広域社協合併協議会を設立(各社 協の会長及び理事2名、事務局長の合 計28名で構成)



					:
		法人	設立	法制化請願 採択日	合併社協名
-	社協名	_	年月日		法人設立日
和	歌山	市	昭和 42. 4 .25	昭和 55.10.4	
海	南	市	昭和 61.4.21	昭和 57.12.17	海 南 市 平成17.4.1
下	津	町	昭和 63. 4.20	昭和 57. 9 .11	
橋	本	市	昭和 48.11.30	昭和 55.7.1	橋 本 市 平成18.8.1
高	野口	町	昭和 60.3.30	昭和 57. 9 .29	
有	田	市	昭和 48.8.10	昭和 57. 9.30	
御	坊	市	昭和 46. 6 .19	昭和 55 以前	
田	辺	市	昭和 57. 5 .15	昭和 55 以前	
龍	神	村	昭和 46. 2 .17	昭和 55.7.7	
中	辺 路	町	昭和 60. 9 .20	昭和 56. 9 .25	田 辺 市 平成17.4.1
大	塔	村_	昭和 60.7.25	昭和 57. 9 .22	
本	宮	町	平成 1.5.31	昭和 57. 9 .24	
新	宮	市	昭和 56. 5 .11	昭和 57. 9 .10	新 宮 市 平成17.9.30
熊	野川	町	平成 1.9.30	昭和 57. 9 .24	
打	田	町	昭和 51.10.25	昭和 55.9.5	
粉	河	町	昭和 43. 2 .21	昭和 55.12.19	
那	賀	町	昭和 41.12.5	昭和 55. 9 .27	紀 の 川 市 平成 17.11.7
桃	山	⊞Ţ	昭和 43.9.18	昭和 57. 9 .24	
貴	志川	町	昭和 49. 4 .17	昭和 57. 9 .27	
岩	出	町	昭和 61.5.30	昭和 57.9.24	岩 出 市 平成18.4.1 市 制 施 行
野	上	町	昭和 59.2.9	昭和 57.9.9	公 羊 取 取 双式 10 1 A
美	里	町	昭和 43.3.13	昭和 57.9.28	紀 美 野 町 平成18.1.4
か	つらぎ	· IIIT	昭和 54.4.19	昭和 58.3.28	105 FE ER 1710 1
花	園	村	平成 2.11.8	昭和 57.9.29	かつらぎ町 平成 17.10.1
九	度 山	町	昭和 62.7.30	昭和 57.9.27	
高	野	町	昭和 47.8.19	昭和 57. 9 .24	
湯	浅	町	昭和 43.2.1	昭和 56.7.1	
広	Ш	町	昭和 56.4.15	昭和 57. 9 .27	
吉	備	町	昭和 44.3 .19	昭和 55.10.1	
金	屋	町	昭和 44.1 .17	昭和 55.7.3	有 田 川 町 平成 18.3.31
清	水	町	昭和 45.3 .18	昭和 57. 9 .27	
美	浜	町	昭和 43.3 .29	昭和 55.7.2	
日	高	町	昭和 61.3.31	昭和 57.6.19	
由	良	町	昭和 47.6.15	昭和 55.9.30	
印	南	町	昭和 45.3.18	昭和 55.7.1	
南	部川	村	昭和 62.7.27	昭和 55.12.22	みなべ町 平成17.1.4
南	部	町	昭和 41.11.15	昭和 55.7.22	マノ・み 、 戸
Ш	辺	町	昭和 62.7.16	昭和 57.10.4	
中	津	村	平成 3.4.17	昭和 57.12.17	日 高 川 町 平成17.5.2
美	山	村	平成 4.4.8	昭和 57.12.22	
白	浜	町	昭和 56.4.13	昭和 57. 9 .20	白 浜 町 平成18.3.1
日	置川	町	昭和 62.2.12	昭和 57. 9 .28	ы /⊼ №3 Т <i>III</i> , 10.3.1
上	富田	町	昭和 43.3.16	昭和 57. 9 .21	
す	さみ	町	昭和 53.12.4	昭和 55.6.16	
那	智勝浦	町	昭和 62.4.1	昭和 57.12.25	
太	地	町	昭和 62.3.19	昭和 57.9.21	
古	座川	⊞Ţ	昭和 42. 2 .28	昭和 57.9.29	
北	山	村	平成 4.1.18	昭和 57. 9 .28	
串	本	町	昭和 63.3.11	昭和 57.9.29	串 本 町 平成17.4.1
古	座	町	昭和 61.9.30	昭和 57.10.5	中 平 町 十八八十.1
	ZTH σ			コンカキズル-	

※行政の合併により、田辺市では一ヶ月、新宮市では一日、社協合併が先行

60年のあゆみ(分野別)

11より豊かな地域社会をめざして

社会福祉基礎構造改革の集大成の一つとして、平成12年6月には社会福祉事業法を改め、「社会福祉法」が施行され、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられ、大きな役割と責任を担うこととなりました。

こうしたなか、あらためて県社協の使命・役割と方向性、及びその具体化の方途(計画内容)を明確にし、住民ニーズに基づいた地域福祉を推進するため、より一層効果的な業務執行(計画達成)をめざすものとし、平成17年度から3年度毎に和歌山県社会福祉協議会活動計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

①和歌山県社会福祉協議会活動計画の策定(平成17年度~)

(1)計画の基本構想

社会福祉協議会は、地域の様々な人々の知恵と力を頂いて、地域福祉の推進を図っています。地域福祉の主体は、①地域住民、②社会福祉事業経営者、③ボランティア等の活動者です。

社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図る」とは、地域福祉の主体である左記3者と地方公共団体が「参画・協働する」、「知恵と力を」出し合う場の設定及び提供を行うことであり、この考えを現在も基本としています。

社会福祉協議会における「地域福祉の推進」



(根拠法令: 社会福祉法第109条、110条)

(2)和歌山県社会福祉協議会活動計画の策定

⑦第1次和歌山県社会福祉協議会活動計画 (平成17~19年度)

平成12年6月に施行された社会福祉法を基本に、市町村合併等の社会情勢を踏まえながら、「地域福祉を推進する県社協」としての基本的なスタンスを明確にすることを重視して策定しました。

県社協の使命・役割、基本目標と今 後取り組むべき重点強化項目、事業展 開、法人組織の充実・強化に向けての 取り組み等を明確にした総合的な計 画を策定しました。

②第2次和歌山県社会福祉協議会活動計画 (平成20~22年度)

「県域における地域福祉推進を図る民間団体」として、社会福祉関係機関等との連携をより一層強化し、住民ニーズに基づいた事業を計画的に進めていく必要があるため、第1次計画の基本的な考え方、使命・役割、基本目標を原則踏襲しながらも、社会情勢を踏まえ、成年後見への取組を重点強化項目に加え、県社協の役割を明確に示す計画を策定しました。

第3次和歌山県社会福祉協議会活動計画 (平成23~25年度)

県が平成22年3月に改定した「和歌山県地域福祉推進計画」及び全社協が平成22年12月に策定した「全社協福祉ビジョン2011」の主旨を踏まえ、4つの重点事業(地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金等貸付事業、地域福祉活動推進支援事業、福祉人材センター事業)を定め、今日的な福祉課題・生活課題に対す

る取組を進める計画を策定しました。

宝第4次和歌山県社会福祉協議会活動計画 (平成26~28年度)

第3次計画の初年度が災害対応に追われたことを受け、第3次計画重点事業の一層の強化が求められるなか、これまでの3次にわたる計画を踏まえ、課題を明確にし、課題に対する4つの目標(社会的孤立の防止、地域福祉権利擁護体制の構築、災害時の福祉救援、福祉サービスの質の向上)を重点目標として設定し、その達成のために、各事業が連携し、県社協全体で取り組むことを明確にした計画を策定しました。

(3)和歌山県社会福祉協議会活動計画の推移

<基本理念:みんなの力で地域福祉を推進します>

<基本理念:みんなの力で地域福祉を推進します>						
	テーマ	目標及び事業等				
第1次計画 (H17~19年度)	「21 世紀は地域福祉の時代 みんなの願い、想いをもちよって支え合いのふるさとづくりを」	【5 つの基本目標に基づき 25 事業に取り組む】 ①住民の個別支援を進めます。 ②住民参加及び協働を進めます。 ③人材養成及び事業者支援を進めます。 ④福祉課題への挑戦及び情報化に努めます。 ⑤組織の充実・強化を図ります。				
第 2 次計画 (H20 ~ 22 年度)	「21 世紀は地域福祉の時代 みんなの願い、想いをもちよって支え合いのふるさとづくりを」	【5 つの基本目標に基づき 19 事業に取り組み、10 事業を重点事業とした】 ①住民の個別支援・相談援助を進めます。 ②住民参加及び協働を進めます。 ③人材養成及び事業者支援を進めます。 ④福祉課題への挑戦及び情報化に努めます。 ⑤組織の充実・強化を図ります。				
第 3 次計画 (H23 ~ 25 年度)	「みんなが支え合いの輪の中に 地域 で支え合う仕組みづくりを」	【5 つの基本目標に基づき 18 事業に取り組み、4 事業を重点事業とした】 ①住民の個別支援・相談援助を進めます。 ②住民参加及び協働を進めます。 ③人材養成及び事業者支援を進めます。 ④福祉課題への挑戦及び情報化に努めます。 ⑤組織の充実・強化を図ります。				
第 4 次計画 (H26 ~ 28 年度)	「あらゆる機関と地域住民が連携・協 働して取り組める仕組みづくり」	【4 つの重点目標を定め、12 事業が連携して取り組む】 ①社会的孤立の防止 ②地域福祉権利擁護体制の構築 ③災害時の福祉救援 ④福祉サービスの質の向上				

第三章 60年目の今

決意を新たに

60年は人間の年齢で言えば還暦にあたります。

この60年の主な取組から、その歩みや積み上げられてきたものを振り返ってみますと、改めて、 現在の取組は、その実績の上にあることを思い知ります。

現在、県社協では、第4次活動計画(2014~2016年度)において4つの重点目標を定め、各事業が連携してその目標達成のため取り組んでいますが、地域社会の福祉課題・生活課題の解決に向け、取組を更に強化すること、また、果敢に挑戦すること、この決意を新たにしたところです。

1 | 社会的孤立防止

県社協が法人化(昭和30年12月22日設立登記完了)したこの年には、世帯更生資金(現・生活福祉資金)貸付も始まり、県社協の法人化後の主要な歩みは、この資金貸付(民生委員の相談支援のもとに県社協が実施主体、窓口業務を市町村社協に一部委託)とともにありました。

借入相談者は多様な生活課題を抱えていますが、経済的困窮には社会的孤立を背景にしていることや、就労を支援しないと償還が極めて困難であることが顕著となっています。改めて、社会福祉法人の連携・協働による総合相談・支援や緊急一時生活支援とともに、中間的就労の推進及び課題対応サービスの開発に挑戦します。

2 地域福祉権利擁護体制構築

県社協では、日常生活自立支援事業を実施し、その中核である福祉サービス利用援助事業(判断能力が不十分な方の福祉サービス利用や日常の金銭管理支援等)を市町村社協に一部委託(平成12年度~)しています。そして、その利用者は年々増加しています。

しかし、この事業の利用に至るまでに状況が 悪化していたり、また、判断能力が更に低下し た方にはこの事業で支援できないことから、問 題発生前の地域における見守り支援から成年 後見活動まで、社会福祉法人等との連携で一 連のものとして取り組むことを強化します。

3 | 災害時の福祉救援

県社協では、善意銀行事業(昭和39年開始)や、愛の日の事業(昭和43年開始)を始め、長くボランティア活動の推進に取り組んでいます。また、平成7年の阪神・淡路大震災以降は災害時のボランティアコーディネートにも取り組み、平成23年の紀伊半島大水害時の災害ボランティアセンター設置・運営に、これまでの組織キャンプ(平成14年度~)や災害時対応訓練(平成17年度~)の経験が活かされました。

今後は災害時におけるボランティア支援だけでなく、福祉介護分野の専門的人材派遣にかかるネットワーク構築にも取り組みます。

4 福祉サービスの質の向上

県社協では、福祉サービスの質の向上への 取組として、従事者の互助共済と福利増進事 業、福祉施設の種別の枠を越えた経営者協議 会の事務局受託、福祉人材センター運営、及び 第三者評価事業や運営適正化委員会設置等を 行っています。

なかでも、福祉を実践するときに一番大切な もの、それは、「福祉は人なり」という言葉に代 表されるように、人です。このため、福祉人材セ ンター(平成4年10月開所)において福祉人材 の確保・育成・定着支援に取り組んでいますが、 引き続き、この取組を強化します。

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会の60年の変遷(抜粋)

昭和30年 8月	世帯更生資金運営要綱(現・生活福祉資金貸付制度要綱)が制定された							
昭和30年12月	社会福祉法人設立登記							
昭和39年 4月					県善意銀行	丁事業開始		
昭和43年11月	「愛の日」事業開始							
昭和50年 4月							県民間社会福祉施設統	
昭和52年 4月					ボランティア協	品力校事業開始		
昭和55年 4月					県ボランティブ	プセンター設置		
昭和56年 7月		はまゆう	基金発足	7	国際障害者年の取組(国際障	害者年記念社会福祉県民講座開始)		
昭和57年 4月	在宅福祉サー	・ビス促進開始			ボランティア	保険加入促進		
昭和58年 5月	社会福祉事業法に市	5町村社協明記(法制化)						
昭和62年 7月					夏のボランティ	ア体験事業開始		
昭和62年 9月							民間社会福祉事業本会	業従事者共済事業 <移管
平成 3年 4月		 ふれあいのまちつ	びくり事業促進開始	冶				
平成 4年 4月	県内全市町村社	社協法人化達成						
平成 4年10月							福祉人材セ	ンター設置
平成10年 4月			障害	· 	 ム研究・開発事業	開始		
平成11年10月			地域福祉権利	l擁護事業開始				
平成12年 8月							運営適正化	委員会設置
平成14年 4月	市町村社協会	合併支援開始						
平成14年 9月					認知症高齢者キ	ヤンプ開催開始		
平成16年 4月	いきいき長寿社	会センターと合併						
平成17年 3月				第1次活動	計画策定			
平成17年 4月							福祉サービス第3	者評価事業開始
平成18年 2月					災害時対応訓練	(キャンプ)開始		
平成20年10月			県成年後見支	援センター設置	県災害ボランテ	イアセンター設置		
平成21年12月	「社	会的孤立」をテー	マにフォーラム	開催				
平成23年 9月					紀伊半島大水害·災害力	ランティアセンター運営		
平成24年 1月					社協間災害時相	互支援協定締結		
第4次活動計画 4つの重点目標	社会的沿	瓜立防止	地域福祉権利	擁護体制構築	災害時の	福祉救援	福祉サービス	スの質の向上
	①生活福祉資	資金貸付事業						
	②日常生活	活自立支援事業	(地域福祉権利	擁護事業)				
	③民生	委員・児童委員	協議会との連携	・協働、④地域	福祉活動推進支	援事業		
4つの重点目標		⑤いきいき됨	長寿社会センタ- 	- 事業・無料職員				
により連帯して取り組む具体的事業				⑥ボランテ 	イアセンター事			
				ス運営適正化委	少 任云福	元元は、 10世代	の連携強化及び	又仮尹耒 —————
			員会事業				⑩福祉人材セン	-
								第三者評価事業

第四章資料編

和歌山県社会福祉協議会の動き

		和歌山県社会	晶祉協議会の動き
年	月		
昭和25 (1950)	11	社会福祉協議会設立準備委員会を結成	
昭和26 (1951)	7	和歌山県社会福祉協議会設立	
昭和30		社会福祉法人設立認可	
(1955)	12	社会福祉法人設立登記完了	
		世带更生資金貸付事業開始	
昭和32 (1957)	11	救護施設「紀之川寮」設立	
昭和33 (1958)	10	救護施設「紀之川寮」を社会福祉法人紀之川寮 へ事業移管	当時の県社協事務所周辺の様子
	12	市町村社会福祉協議会が県内全市町村で結成	
昭和34 (1959)	5	和歌山県保育所連合会設立	
昭和35 (1960)	4	3市(和歌山、有田、御坊)社会福祉協議会内で 心配ごと相談所を運営	
昭和39	4	和歌山県善意銀行事業開始	
(1964)		和歌山県老人クラブ連合会事務局が県社協内 に設立	100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	7	和歌山市洲崎町5番地から県社会福祉センター に事務所を移転	
昭和41 (1966)	4	地域活動事業(手話・点訳奉仕員の養成、社会適 応訓練事業等)を県から受託	
昭和43	10	「愛の訪問員」制度実施	
(1968)	11	愛の日事業開始	
昭和45		7/1/12/1/1/12/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/	営
(1970)	11	第1回和歌山県ボランティア大会開催	

和歌山県の動き

月		月		年
9	県税条例公布施行	4	身体障害者福祉法施行	昭和25
	県独自の構想による母子福祉生業資金設置及び	5	生活保護法改正公布•施行	(1950)
	管理条例制定		社会福祉主事の設置に関する法律公布・施行	
10	初の街頭公聴会(歩く県庁)を県内各地で開催			
6	身体障害者更生相談所設置	1	中央社会福祉協議会(現・全国社会福祉協議会)設立	昭和26
7	各地方事務所に社会福祉主事配置	5	児童憲章制定宣言	(1951)
11	少年保護条例施行	6	社会福祉事業法施行	
7	身体障害者更生指導所•義肢製作所設置	8	世帯更生資金貸付制度発足	昭和30
10	県人口100万人突破			(1955)
4	県内43地区に保健婦駐在制を実施	1	婦人相談員設置	昭和32
		4	売春防止法施行	(1957)
		8	朝日訴訟開始	
7	婦人相談所開設(和歌山市小松原)	5	社会福祉事業等の施設に関する措置法公布	昭和33
				(1958)
10	県母親クラブ子供クラブ連合協議会結成	1	国民健康保険法施行	昭和34 (1959)
		4	最低賃金法公布	(1939)
		11	児童権利宣言(国連総会決議)	
	the Lindberg Land of Landscore and		国民年金法施行	
4	精神薄弱者更生相談所設置	4	精神薄弱者福祉法施行	昭和35 (1960)
		7	身体障害者雇用促進法制定	
4	財団法人和歌山県福祉事業団設立	7	母子福祉法施行	昭和39 (1964)
	県民間社会福祉事業従事者共済会が民間社会福祉従 事者共済事業を実施	10	重度精神薄弱児扶養手当法公布	(1704)
-		10	東海道新幹線営業開始、オリンピック東京大会開催	
7	県社会福祉センター開設(和歌山市中之島)	11	パラリンピック東京大会開催	
9	白浜町椿に県立軽費老人ホーム無憂園開設	-	다. ^ 된 시간장 후 메 모 / 누마 나 된 / 바라 모 \ '모르셨다.	0714D 44
7	紀南児童相談所設置 ハまは14名間ハギ	5	厚生省、福祉活動専門員(市町村社協職員)国庫補助 設置	昭和41 (1966)
10	公害防止条例公布	6		(12.55)
3	売幻疫至周に重度特加藩起用収容権が空 出	5	「敬老の日」(9/15)を国民の祝日に決定 原爆被爆者特別措置法公布	四刀手口 4.2
7	南紀療育園に重度精神薄弱児収容棟が完成 盲児施設六星寮完成	3	IXIA來似來 自 付 別 拒 直 (五 五 1 P	昭和43 (1968)
,	 			
10	「愛の訪問員制度」創設			
11	「愛の日」(11月15日)制定			
3	「その日」(11万15日) 同足 県心身障害者扶養共済制度条例制定	3	日本万国博覧会開催(大阪)	昭和45
4	敬老年金(特別扶助費)支給制度新設(県独自)	4	過疎地域対策緊急措置法施行	(1970)
7	県ナース賞創設	5	心身障害者対策基本法施行	
10	県労働者福祉センター、県消費生活センターを県経済	10	厚生省「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画(昭和46~	
	センター内に開設、県立白浜母子寮を白浜町に開設	.0	50年度)策定	
12	精神薄弱者更生施設由良あかつき園を由良町に開設			

	_	和					
年	月						
昭和46 (1971)	3						
(1271)	10	10 和歌山県高齢者無料職業紹介所運営					
昭和47	4	和歌山県ホームヘルパー連絡協議会設立					
(1972)	7	作的人口之人。					
昭和48	4	市町村社会福祉協議会に奉仕活動センターの設置を奨励					
(1973)		和歌山県ボランティア連絡協議会設立					
		盲人三療近代化資金貸付事業実施					
	9	和歌山県老人クラブ連合会事務局として老人の船を実施					
昭和50 (1975)	4	和歌山県民間社会福祉施設経営者協会設立					
(1222)		身体障害者生業近代化資金特別貸付事業実施					
昭和52	4	学童・生徒のボランティア活動普及事業開始					
(1977)	5	民生委員制度創設60周年記念和歌山県民生委員児童委員大会開催					
	11	愛の日キャラバン隊実施					
昭和53	3	広報紙「福祉わかやま」創刊					
(1978)	4	郡市社会福祉協議会会長会議開催	4007 Mile 6 4 6 6 7 1 4111				
	8	社会福祉協力校巡回訪問開始					
昭和54	10	郡市町村社会福祉協議会役職員研修会開催	❷ 福祉わかやま				
(1979)	11	愛の一声運動実施	和歌山県社会福祉協議会				
昭和55 (1980)	3	社会福祉協力校活動発表会開催					
(1900)	4	県ボランティアセンター事業開始 市町村社協におけるボランティアセンター設置に対する助成	削りがある。				
		事業開始	211 7 2 11 11 11 11 7				
	10	世帯更生資金貸付事務電算化開始	の の の の の の の の の の の の の の				
	12	国際障害者年における社協活動推進要綱策定	さ				
昭和56	7	地域福祉等振興基金(はまゆう基金)発足	######################################				
(1981)		国際障害者年記念社会福祉県民講座開始	の日本語のでは、1年日 日本語 日本語 日本語 日本語 日本語 日本語 日本語 日本語 日本語 日本				
昭和57	3	民間社会福祉施設新任職員研修会開始	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
(1982)	4	在宅福祉サービス促進開始					
		在宅福祉サービス推進モデル地区設置事業開始(新宮市社協、	■ 新田城市 (東京 アランア) アイドル (東京 アルトリー (東京 アルトリー) (東京 アルトリー (東京 アルトリー) (東京 アルトリー				
		粉河町社協をモデル地区に指定)	を できない はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ				
	9	身体障害者住宅整備資金特別貸付事業実施	(1)				
	10	愛の日のつどい開催(愛の日制定15周年記念中央行事)					

和歌山県の動き

月		月		年
6	母子世帯小口資金貸付制度新設(県独自)	8	ドルショック(円変動為替相場制に移行)	昭和46
8	身体障害者職業相談員設置			(1971)
9	身体障害者家庭奉仕員派遣の実施			
	第26回国民体育大会(黒潮国体)開幕			
10	和歌山県高齢者無料職業紹介所設置			
11	第7回全国身体障害者スポーツ大会開幕			
1	国に先駆けて老人医療費公費負担助成制度新設	1	児童手当法施行	昭和47
4	心身障害児家庭奉仕員派遣制度発足	3	社会福祉協議会シンボルマーク制定	(1972)
	スモン病などの特別疾患対策を制度化	5	沖縄県本土に復帰	
4	乳幼児医療費無料化制度実施	1	国の「老人医療費支給制度(老人医療無料)」70歳以上	昭和48
	盲人三療近代化資金貸付制度創設(県独自)		を対象に開始	(1973)
6	県立紀北養護学校を和歌山市冬野に開校	11	第一次石油ショック	
9	第1回老人の船を実施			
11	肢体不自由児通園施設若竹園開園			
	身体障害者福祉工場が操業開始			
12	県同和教育基本方針策定			
4	盲人三療近代化資金貸付制度を身体障害者生業近代	1	国際婦人年、国連総会で宣言	昭和50
	化資金貸付制度に改定	4	ベトナム戦争終結	(1975)
10	県ナース・バンクを設置			
4	はまゆう養護学校開校	5	全国民生委員児童委員協議会が「民生委員・児童委員	昭和52
11	由良あかつき園重度棟完成		の日」(5月12日)を制定	(1977)
10	和歌山県青少年健全育成条例制定			昭和53
				(1978)
4	みはま養護学校開校	1	国際児童年	昭和54
11	県身体障害者総合福祉会館完成		第二次石油ショック	(1979)
6	常時介護が必要な身体障害者のための県内初の入所	9	イラン・イラク戦争	昭和55 (1980)
	施設牟婁あゆみ園完成	11	第1回社会福祉協議会全国大会開催(東京)	(1960)
4	潮岬青年の家完成	1	国際障害者年	昭和56
5	国際障害者年広報活動実施	11	「障がい者の日」(12月19日)を制定	(1981)
1	精神薄弱者入所更生施設古座あさかぜ園完成	4	母子福祉法改正法施行 (母子福祉法を母子及び寡婦福祉法に改称)	昭和57 (1982)
4	和歌山心身障害者(児)歯科診療センター開設		(は) 1世代伝では) 及し 券炉1世代伝に以外)	(1702)
	障害者にかかる和歌山県長期行動計画策定			
8	母と子の船事業実施			
	精神薄弱者入所授産施設由良みのり園完成			
9	身体障害者住宅整備資金特別貸付創設			

			和歌山県社会福祉協議会	会の動き
	年	月		
	昭和58	4	和歌山県民生児童委員協議会設立(県社協内に事務局設置)	
	(1983)	7	和歌山県民生児童委員協議会設立記念民生児童委員大会開催	和歌山県民生児童委員協議会設立記念
		10	郡市町村社会福祉協議会会長•事務局長合同会議開催	
	昭和59	4	社会福祉施設への個別訪問開始	
	(1984)			
	昭和61	5	和歌山県ボランティアサロン(日赤会館内)開所	Market Ma
	(1986)	12	県内7市社協連絡協議会発足	
	昭和62	3	市町村社会福祉協議会への情報誌「県社協ニュース」創刊	
	(1987)	4	「地域福祉等振興基金」を「はまゆう基金」に改称	
			和歌山県ボランティア連絡協議会が改組(市町村ボラン ティア連絡協議会を会員とする全県的な組織に)	
		_		
		7	サマー・ボランティアスクール開始	300
		9	民間社会福祉事業従事者共済事業が県社協に事業移管	
-	Π Π ΙΠ(2)	2	和歌山県高齢者総合相談センター(シルバー110番)開所 「はまゆう基金」に税制優遇措置	No. 1682 Ch.
	昭和63 (1988)	2	「はまゆう基立」に枕刺変題指直	現在第二ュース Name (1110 - 東・サ
				果社協ニュース発行にあたって ************************************
	 平成元	7	身体障害者等自動車購入資金貸付開始	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	(1989)	1	为 厅件 日 日 1 日 到 十 府 八 民 並 吳 日 川 州	でまず、利益組織構造でける場合とも物質関係の意味を表示。 では、他をはなるよう、当時ですることももまた。 同时は特殊によった当時である。内容などもなるはない。
				(以及れ、さる七世報を基本合金を記述的の場合、也の自己報告の場合 会 報告、前金一司を報告、発替の代表の正述らない。このもこといって す。からは、他国の自己報告を決定されるとなった。自己の経済を必要
				(2) 信仰になるこの音音を大きが映画を表して発するを含まった。必ず を示したと言葉を記載して発音したで変数しただますようを描いて します。
				部和62年度補助金等(m)
	平成2	7	財団法人 和歌山県いきいき長寿社会センター内に高齢者無料	17に開発する基本の表が開発者のよかいで発生をある単分ですが、当年 が出当すった場合を下工業的が基本を紹介します。 1、輸出業を内別の認識事業を「検定なり」と同様の研究
	(1990)		職業紹介所を設立	(株別力) 200.000円 (日) 日からよびも単語の連加が必要のから、現地の必要の終す力 和で見るけると、おり返途時間の報かを行うとからなっため
		10	「福祉に関する意識調査」実施	た女を握する。(トルル・1年をかり、1900年分)、(新年を2017) サラッチがある人。 3、18年代を始めるため連手を開発さ
			生活福祉資金貸付事業開始(世帯更生資金貸付制度改正)	(月5) 第4章音音(第五年表一九章出來)結論者,也學出來) 美拉拉州
		12	在宅介護者の集い開催	
	平成3 (1991)	4	ふれあいのまちづくり事業開始	000
	平成4 (1992)	4	県内市町村社会福祉協議会の全法人化実現	
	(1772)	8	「国連・障害者の10年」最終年記念市町村網の目キャラバン実施	DECIS .
		10	福祉人材情報センター開所	和参加度 看他人材模型 2.9-
			市町村社会福祉協議会への情報誌「県社協ニュース」発行終了	O. Contraction of the Contractio
	平成5	3	福祉人材情報センターニュース「ファインド」創刊	
	(1993)			
ĺ	平成6	4	社会福祉施設経営相談事業開始	
	(1994)		和歌山県民生児童委員協議会事務所が県社協から独立	

県社協内に和歌山県ボランティアセンターを組織化

福利厚生センター事業開始

福祉人材情報センターニュース「ファインド」が広報誌「福祉わかやま」へ統合

6

和歌山県の動き

月		月		年
8	全国豊かな海づくり大会の開催	2	老人保健法施行(70歳以上の医療が一部有料化)	昭和58
		5	市町村社会福祉協議会法制化施行	(1983)
4	障害者の県立施設使用料減免	6	日本人の平均寿命が男女とも世界一に(男性74.2歳、 女性79.78歳)	昭和59 (1984)
12	県婦人問題懇話会設置			
4	きのかわ養護学校開校	3	大蔵省「ボランティア基金への寄付金」に対する税制上 の優遇措置について告示	昭和61 (1986)
9	障害者の住みよい生活環境整備指針策定 県高齢者総合相談センター(シルバー110番)を設置		の後週間についてログ	昭和62
9	県局即有総古相談センター(シルバーIIU番)を設直			(1987)
3	「21世紀をめざすわかやま女性プラン」策定	4	社会福祉士及び介護福祉士法施行	昭和63
7	和歌山県地域保健医療計画策定	7	精神保健法施行(精神衛生法改正)	(1988)
12	老人保健施設が運営開始	11	第1回全国健康福祉祭(ねんりんピック)開催(兵庫県)	
5	財団法人和歌山県いきいき長寿社会センター設立	4	消費税3%実施	平成元
	田辺紀の国長寿大学・紀の国長寿大学(1日校)・洋上	11	合計特殊出生率が過去最低(1.57)	(1989)
	老人大学を開設		国連「子どもの権利条約」採択	
	いきいき長寿大学(現・シニアリーダーカレッジ)開校	12	高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略(ゴールドプラン)策定	
	全国健康長寿際(ねんりんピック)参加派遣事業開始		LLA ELLERKO Latar	
1	和歌山県長寿社会総合対策指針策定	6	社会福祉関係8法改正	平成2 (1990)
4	県授産施設協議会結成 みくまの養護学校開校	10	世帯更生資金貸付制度を生活福祉資金貸付制度に 改称	(1220)
	のくより食成子代用代			
4	たちばな養護学校開校	1	湾岸戦争	平成3
10	「子どもと家庭のテレフォン110番」電話相談開始			(1991)
4	介護実習・普及センターを社会福祉法人琴の浦リハビリ	4	厚生省、老人訪問看護制度施行	平成4
	センター内(和歌山市)に設置		育児休業法施行	(1992)
10	県及び国連障害者の10年記念「県民のつどい」開催		全社協「新•社会福祉協議会基本要項」策定	
		6	福祉人材確保法施行	
		8	社協の愛称「ふれあいネットワーク」が決定	
5	和歌山県老人保健福祉計画策定	4	厚生省「福祉人材確保指針」発表	平成5 (1993)
10	情報公開制度開始	12	障害者基本法改正	
3	第二次障害者にかかる県長期行動計画(紀の国障害者 プラン)策定	1	主任児童委員設置	平成6 (1994)
		5	日本「子どもの権利条約」批准	(1334)
7	福祉ガイドマップ「わかやまのやさしい地図」作成	12	「エンゼルプラン」策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	世界リゾート博覧会開幕		新・高齢者保健福祉推進十カ年戦略(新・ゴールドプラン)策定	

_	_	和歌山宗社玄徳仙協議玄の割さ
年	月	長打工技権相よいも MOTO マニナン 1 PL ACP 所
平成7 (1995)	10	福祉人材情報センターHOTシステムネットワーク稼働 福祉職場就職相談会開始
平成8 (1996)	4	ボランティア情報「そよかぜ」創刊 和歌山県老人クラブ連合会事務局が県社協から独立
平成9 (1997)	7	田辺市社会福祉協議会内に紀南福祉人材バンクを設置
平成10 (1998)	12	「和歌山県福祉人材情報センター」を「和歌山県福祉保健研修人材センター」に改称 全国社会福祉協議会委託事業「障害者理解プログラム研究・開発事業」実施 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛に県社会福祉センター(和歌
平成11 (1999)	8 10	山市中之島)から事務所を移転 県社協ホームページ開設 県社協内に和歌山県地域福祉権利擁護センター設置、地域福祉権利擁護事業開始
平成12 (2000)	4 8	福祉サービス利用援助事業を県内8基幹的社協に委託実施和歌山県運営適正化委員会設置
平成13 (2001)	4 12	和歌山県市町村社協連絡協議会・ホームヘルパー部会設立 近畿府県・指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援に関する協定締結
平成14 (2002)	4 9 10	市町村社会福祉協議会合併支援開始 認知症高齢者キャンプ開催支援開始 社協活動普及啓発ビデオ・パンフレット 「もっとふるさと ― 笑顔輝くまちづくり―」作成
平成15 (2003)	4 5 10	市町村社会福祉協議会の地域福祉活動策定支援開始 和歌山県社会福祉協議会あり方検討委員会設置 社協活動普及啓発ビデオ・パンフレット「もっとふるさと — 笑顔輝くまちづくりpart2—」 作成
平成16 (2004)	4	和歌山県保育所連合会事務局を県社協内に設置いきいき長寿社会センターを統合、県社協内に高齢者総合相談センター、高齢者無料職業紹介所を設置
	7 11	第三者評価準備室設置、第三者評価モデル事業実施和歌山県訪問介護事業所協議会設立

和歌山県の動き

J	月		月		年
	1	阪神・淡路大震災に伴い県救援対策本部設置	1	阪神·淡路大震災	平成7
	3	「21世紀をめざすわかやま女性プラン」改定	7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行	(1995)
	4	なぎ看護学校開校	12	「障害者プラン」策定	
1	10	県子ども・障害者相談センター開館		高齢社会対策基本法施行	
1	10	福祉のまちづくり条例公布・施行	12	人権擁護施策推進法公布	平成8 (1996)
	3	和歌山県児童育成計画「喜の国エンゼルプラン」策定	4 12	消費税5%実施 介護保険法公布 精神保健福祉士法·言語聴覚士法公布	平成9 (1997)
	2	「わかやま21世紀計画」策定	6	中央社会福祉審議会「社会福祉基礎構造改革について」	平成10
1	12	県女性センター「りいぶる」開設		の中間まとめ発表	(1998)
			12	特定非営利活動促進法(NPO法)施行	
	4	南紀熊野体験博開催	10	地域福祉権利擁護事業発足	平成11
	6	県子ども保健福祉相談センターを県立医科大学附属 病院内に開設	12	「ゴールドプラン21」、「新エンゼルプラン」制定	(1999)
	3	県聴覚障害者情報センター開所	4	介護保険法施行	平成12
	9	南紀白浜空港2,000メートル滑走路完成		成年後見制度開始	(2000)
				地方分権一括法施行	
			5	児童虐待防止法公布	
			6	社会福祉法施行	
	7	わかやま青少年プラン策定	1	ボランティア国際年	平成13
				中央省庁再編により厚生労働省発足	(2001)
			10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)施行	
	7	重症心身障害児施設南紀福祉センター開設	8	ホームレス自立支援法施行	平成14
	9	和歌山県が国の「津波避難計画策定モデル県」に選定	9	「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法」成立	(2002)
			12	新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画(新 障害者プラン)策定	
	3	県立こころの医療センター竣工	4	障害者支援費制度施行	平成15
	6	県立医科大学附属病院にドクターへリ配置	7	次世代育成支援対策推進法施行	(2003)
			9	少子化対策基本法施行	
	3	紀の国障害者プラン2004策定	5	厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する	平成16
	7	紀伊山地の霊場と参詣道が世界遺産登録		指針」策定	(2004)
			10	新潟県中越地震	

年 月 平成17 3 第1次和歌山県社会福祉協議会活動計画策定 (2005) 和歌山県児童館連絡協議会事務局を県社協内に設置 いきいきシニアリーダーバンク運営開始 福祉サービス利用援助事業の全市町村社協実施開始 和歌山県福祉サービス第三者評価事業推進組織設置 平成18 災害時対応訓練開始 (2006)3 福祉介護サービス評価センター設置 4 地域密着型外部評価事業開始 介護サービス情報の公表制度に係る指定情報センター 6 及び指定調査機関業務開始 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施 平成19 (2007)サラリーマン退職者等生きがい活動支援事業等実施 平成20 第2次和歌山県社会福祉協議会活動計画策定 (2008)10 和歌山県災害ボランティアセンター設置 和歌山県成年後見支援センター設置 平成21 和歌山県災害ボランティアセンター設立記念フォーラム (2009)開催 福祉・介護人材マッチング支援事業実施、福祉人材セン ターにキャリア支援専門員を配置 10 総合支援資金等貸付開始 12 社会的孤立をテーマとした和歌山県地域福祉推進フォーラム開催 平成22 県社協として法人後見受任開始 (2010) 「和歌山県運営適正化委員会」を「和歌山県福祉サービス運営適正化委員会」に改称 平成23 第3次和歌山県社会福祉協議会活動計画策定 (2011)4 平成24 (2012)4 「和歌山県高齢者を地域で支え合う 体制づくり事業」を県から受託 5 災害ボランティア登録開始 9 県社協災害救援本部設置運営訓練実施 10 全国社会福祉協議会より社会的養護関



東日本大震災被災地への災害ボランティアバスの運行 福祉人材センターの愛称「ハートワーク」が決定

紀伊半島大水害(台風12号災害)における災害ボランティアセンター運営

県内社会福祉協議会における災害時の相互支援協定締結

係施設第三者評価機関の認証を受ける

平成25 小地域ガイドブック「高齢者を地域で支 (2013) える!孤立防止や生活課題解決にむけた

社会福祉協議会活動」発行



和歌山県の動き

月		月		年
1	県立情報交流センターBig・U開設	4	個人情報保護法施行	平成17 (2005)
3	和歌山県地域福祉推進計画策定		ペイオフ解禁	(2003)
	和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」策定			
10	県自閉症・発達障害者支援センターポラリス開所			
	専門の看護師による子ども緊急相談ダイヤル開始			
11	障害者就労インターンシップ事業実施			
6	介護サービス情報の公表開始	4	障害者自立支援法施行	平成18
			高齢者虐待防止法施行	(2006)
		10	認定こども園制度施行	
			自殺対策基本法施行	
		12	国連「障害者権利条約」採択	
		3	能登半島地震発生	平成19
		7	新潟中越沖地震発生	(2007)
4	子ども救急相談ダイヤル開設	4	後期高齢者医療制度施行	平成20
	県認定第1号 認定こども園 美浜町立ひまわりこども園開設	11	厚生労働省、介護の日(11月11日)制定	(2008)
	和歌山県長期総合計画策定			
6	ネットパトロール事業開始	4	厚生労働省、福祉・介護人材マッチング支援事業創設	平成21
8	県ひきこもり地域支援センターを県精神保健福祉セン		厚生労働省「新・保育所保育指針」施行	(2009)
	ターに設置	5	裁判員制度スタート	
9	県自殺対策情報センターを県精神保健福祉センター	10	生活福祉資金貸付制度改正(総合支援資金創設他)	
	に設置		全国社会福祉協議会設立100周年	
3	和歌山県次世代育成支援後期行動計画「新紀州っ子	4	子ども手当支給開始	平成22
	元気プラン」策定	12	「全社協福祉ビジョン2011」策定	(2010)
	和歌山県地域福祉推進計画(改訂版)策定			
7	若者総合相談窓口開設			
4	東日本大震災被災地へのボランティアバス運行	3	東日本大震災	平成23
9	紀伊半島大水害(台風第12号災害)			(2011)
7	災害医療コーディネーター配置	8	子ども・子育て支援法制定	平成24
		10	全社協「社協・生活支援活動強化方針」策定	(2012)
			障害者虐待防止法施行	
4	高齢者等の見守り協力に係る協定締結	4	障害者総合支援法、障害者優先調達推進法施行	平成25
7	性暴力救援センター和歌山開設			(2013)

		THE MAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A
年	月	
平成26		第4次和歌山県社会福祉協議会活動計画策定
(2014)	4	「和歌山県福祉保健研修人材センター」を「和歌山県福祉人材センター」に改称
		わかやまシニアのちから活用推進事業実施
		保育士人材確保事業実施、保育士支援コーディネーター配置
	7	県社協災害救援活動実施要領策定
	8	社会福祉法人による生活困窮者支援検討会開催
平成27	9	社会福祉法人による地域貢献活動普及実践検討会開催
(2015)		

和歌山県の動き

6 わかやま結婚サポーター制度開始 4 消費税8%実施	平成26 (2014)
8 「子どもの貧困対策に関する大綱」を	引議決定 (2014)
3 和歌山県地域福祉推進計画(改訂版)策定 3 全社協福祉ビジョン2011「第2次行	動方針」策定 平成27
「わかやま長寿プラン2015」策定 4 生活困窮者自立支援法施行	(2015)
9 第70回国民体育大会(紀の国わかやま国体)開幕 子ども・子育て支援新制度導入	
10 第15回全国障害者スポーツ大会 (紀の国わかやま大会)開幕	

	任	期	_	=		=	
期		至					
1	昭和26年 7月10日	昭和29年 2月23日	石 井	正親	中 川 豊太郎		
2	昭和29年 2月24日	昭和43年 2月25日	小 野	真 次	岡 﨑 蜜三良 (昭和29年2月~)	薗 村 嘉八郎 (昭和29年2月~)	
3	昭和43年 2月26日	昭和50年 10月4日	大 橋	正雄	岡 﨑 蜜三良	蘭 村 嘉八郎 (~昭和47年2月25日) 堀 口 銀二郎 (昭和47年2月26日~)	
	昭和50年 10月5日	昭和50年 12月24日	会長職務	8代理者 蜜三良	岡 﨑 蜜三良	堀 口 銀二郎	
4	昭和50年 12月25日	平成8年 2月25日	仮 谷	志 良	宮 坂 広 吉 (昭和51年2月26日~昭和56年2月15日) 出 口 文 雄 (昭和56年2月17日~平成5年3月25日) 山 口 好 次 (平成5年3月26日~)	岡崎蜜三良(~昭和53年2月25日) 東岡富一(昭和53年2月26~昭和59年2月25日) 藤井安一(昭和59年2月26日~昭和61年2月25日) 中瀬古晶一(昭和61年2月26日~昭和62年3月31日) 山下磐(昭和62年5月25~平成4年2月25日) 揚村不可止(平成4年2月26日~平成8年1月30日)	堀 口 銀二郎 (~昭和53年6月26日) 玉 井 一 郎 (昭和55年2月26日~ 平成8年2月25日)
5	平成8年 2月26日	平成11年 3月31日	玉 井	一 郎	山 口 好 次	数 下 繁 男 (平成8年2月26日~)	堀 亨 (平成8月2月26日~平成10年11月30日)
6	平成11年 4月1日	平成13年 1月14日	西口	勇	山 口 好 次	薮 下 繁 男	小 西 悟 (平成11年4月1日~)
7		平成18年 11月15日	木村	良 樹	山 口 好 次 (~平成14年2月25日) 濵 田 隼 右 (平成14年2月26日~)	薮 下 繁 男 (~平成15年4月24日) 中村 政右衞門 (平成16年2月26日~)	小 西 悟 (~平成17年5月31日) 白 原 勝 文 (平成17年6月1日~平成18年3月31日) 西 寛 (平成18年5月31日~)
	平成18年 11月16日	平成19年 2月28日	会長職務		濵 田 隼 右	中村 政右衞門	西 寬
8	平成19年 3月1日	現在	仁 坂	吉 伸	濵田 隼 右 (~平成19年11月30日) 松下明 (平成20年2月26日~)	中村 政右衞門 (~平成23年5月29日) 小 竹 敏 夫 (平成24年2月26日~平成24年7月22日) 中 村 宏 次 (平成25年5月28日~)	西 寛 (~平成22年3月31日)

あとがき

この記念誌は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会の 法人設立60周年を記念し発刊したものです。

60年間の和歌山県社会福祉協議会の活動を今一度振り返り、和歌山県の社会福祉のために懸命に取り組んでこられた諸先輩、関係機関、関係団体等の皆様方の業績をあらためて勉強させていただき、それを糧に明日に向けてさらに頑張っていこうという思いからの発刊です。

本誌の編纂に携わった職員にとって、書庫に残された数々の起案書、機関誌、刊行物など過去の資料に触れる時間は、60年にわたる県社協の歴史と、諸先輩方の情熱と苦労に出会う機会となりました。どうかこの経験が、県社協の新しい歴史を築く心の糧になっていくことを期待する次第です。

原稿の執筆に当たり、資料の収集と読込みの不足、関係機関等の取組への言及が不十分な部分もあるかもしれませんが、どうか御容赦をいただければ幸いです。

最後に、刊行に当たり、資料提供、取材等に御協力をいただきました関係機関、関係団体をはじめ多くの皆様方に厚くお礼を申し上げます。

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 副会長·常務理事 中 **岡 雅 和**

本記念誌で使用した過去の事業名、写真等の中に、現在使うべきでない表現がありますが、本誌の性格上、歴史的な事実を記すという理由によりそのまま使用しました。どうか御了解をお願いします。

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会法人設立60周年記念誌

平成27年(2015年)12月 発行

発行 社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会 〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階 TEL (073) 435-5222



社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会